

令和 2 年 第 3 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和2年3月10日（火曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月11日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	3月11日 16時07分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の ため 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 島 袋 裕 次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の ため 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	宮 城 弘 和 君
	政策調整室長	内 間 常 喜 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	新 城 米 広 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	会 計 管 理 者	山 城 直 也 君	農 林 水 産 課 参 事	玉 城 正 朝 君
	農 林 水 産 課 長	西 江 忍 君	公 営 企 業 課 長	東 江 民 雄 君
	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君	商 工 観 光 課 長	万 寿 祥 久 君
	住 民 課 長	島 袋 英 樹 君	医 療 保 健 課 長	宮 里 政 喜 君
農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長	大 城 篤 君	総 務 課 長 補 佐	平 敷 兼 清 君	
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和2年第3回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

令和2年3月11日（水）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問（4人）
第2	報告第1号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第3	報告第2号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について
第4	報告第3号	川平団地新築工事（建築・周辺整備）の専決処分の報告について
第5	議案第21号	伊江辺地に係る総合整備計画の変更について
第6	議案第22号	団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）等に係る土地の取得について
第7	議案第23号	伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定について
第8	議案第24号	伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について
第9	議案第25号	伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について
第10	議案第26号	伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について
第11	議案第27号	伊江村家畜市場施設の指定管理者の指定について
第12	議案第28号	伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定について
第13	議案第29号	伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について
第14	議案第13号	伊江村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について
第15	議案第14号	伊江村畜産総合施設整備等運営委員会設置条例の制定について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、第3回伊江村議会定例会、2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

6番 山城善彦議員の登壇を許します。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

通告に基づき2件の一般質問を行います。

1. 若者のUターン支援策について

本年度、伊江村第4次総合計画が最終年度を迎えますが、人口減少には歯止めがかからず、将来人口目標のおおむね5,000人達成も厳しい状況であります。また、平成29年3月に作成された伊江村健康増進計画「いーじま・いい島健康長寿21」によると、村の人口が10年後の2030年には3,771人、20年後の2040年には人口が3,247人に減少すると推計され、一方65歳以上の高齢者人口の割合は2020年35.8%、2030年には44.9%、2040年には47.4%までに上昇し超高齢化社会になるとあります。今後は、超高齢化と人口減少が急速に進み、若者が少ない島になると活気がなくなり、文化の継承などが困難となり、さらには後継者不足による村産業の衰退化が危惧されます。

そこで「島に帰りたい」「島の発展のために頑張りたい」という島出身の若者が、島にUターンできる支援策・政策を講じる必要はないかお伺いいたします。

次に、2. 伊江村総合運動公園計画地内スポーツ施設のネーミングライツ「命名権」導入の進捗状況についてであります。

伊江村総合運動公園計画地内スポーツ施設のネーミングライツ「命名権」の導入については、平成30年3月定例会にて一般質問をさせていただきましたが、あれから2年が経過しております。当時の答弁では「施設のピーアールや施設の維持管理の負担軽減を図るべく、ネーミングライツの導入に向けた調査研究に取り組む」との事でしたが、これまでの進捗状況についてお伺いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

山城善彦議員の1点目「若者のUターン支援策について」のご質問に、お答えをいたします。

令和2年度に最終年次を迎えます第4次総合計画の人口フレームでは、「西暦2020年の将来目標人口＝概ね5,000人」としており、2019年12月末現在の住基人口と比較すると目標値の91%となっております。

また、伊江村健康増進計画「いーじま・いい島健康長寿21」では、議員お説のとおり10年ごとの人口推計が示され、超高齢化社会への見通しが明記されております。

議員御質問の、「島に帰りたい」「島の発展のために頑張りたい」という島出身の若者が、島にUターンできる支援策・政策を講じる必要はないかについて、お答えいたします。

人口減少問題を述べるうえで、「少子高齢化」は重要なキーワードであり、高齢化を抑制するには少子化に歯止めをかけることが近道であることはいまでもありません。

村ではこれまで、「子育て支援金の増額」や「保育料の助成」「子ども医療費助成」など、子育て支援策を講じる一方で、「村営団地の整備」「住宅リフォーム事業」「空き家実態調査」等、居住環境の整備にも力を入れてまいりました。

他方、産業・雇用面では働きがいのある仕事の創出を目指して「新規就農者の育成」「畜産総合施設の整

備」等を推進するとともに、今後は「沖縄製糖業体制強化対策事業」による宿舍整備、多目的交流施設の整備を計画し、新たな雇用によるUターン等の促進を図ってまいります。

議員も御存じのとおり、次代を担う伊江島の子どもたちはスポーツ、文化を問わず、今や全国の舞台上で飛躍的な活躍をみせており、目を見張るものがあります。先日開催された村学力向上推進実践発表会の報告では、ふるさと教育の定着で児童生徒の地域行事への参加の機会が全国を上回っており、「島が好きである」「島のことが知りたい」等の、郷土への関心と愛着が根強いとするアンケート結果が示されました。

さらに郷友会では総会等で村出身高校生らを激励する行事も継続され、「15の島建ち」後の青年期においても故郷や先輩との絆が持続され、島で働き頑張りたいという気持ちが一層芽生えてくれればと願うものがあります。

いずれにしても、若者の希望と期待に応えるには、雇用の場の創出は言うまでもなく、今後策定する「総合計画」や「地方版総合戦略」の中で、Uターンを効果的に推し進められる施策が講じられるよう取り組んでまいります。

2点目の「伊江村総合運動公園内スポーツ施設のネーミングライツ「命名権」導入の進捗状況について」の御質問にお答えいたします。

本村では、非公式に伊江村にゆかりがあり、安定的に経営している企業に対しネーミングライツの働きかけを行っておりますが、明確な返事はいただいていない状況であります。しかしながら、今後も本村の野球場が企業にとって魅力的なものとなれるようピーアール活動や誘致活動を続けるとともに、一般公募も視野に入れ、施設の維持管理費の負担軽減を図るべく、引き続きネーミングライツの導入に向けた調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

答弁の中に今まで、子育て支援やいろいろ住環境の整備とか、それから産業雇用面では、働きがいのある仕事の創出を目指して、新規就農者の育成、そしてまた今回、畜産総合施設の整備等を今、計画にもされておりますし、そういった中で新たな雇用によるUターン等の促進を図っていくということでもあります。そしてまた、若者の希望に応えるには、雇用の場の創出は言うまでもなく、今後策定する総合計画や地方版総合戦略の中でUターンを効果的に推し進められる施策が講じられるよう取り組んでまいりますとあります。今回、一般質問をした意味は、やはり人口減少、高齢化は全国的な流れでありまして、施策を講じても一朝一夕で解決できるものではないと認識はしております。一方では、積極的に施策を講じないと問題は解決しないとの思いもあります。今回私が若者のUターンをキーワードに質問したのは、村出身のほうは島に対する思い入れや、愛着があり、定住化が容易であると思ったからであります。

また、昨今はどこでも人手不足が深刻で優秀な人材や若者は地域間や企業間での、いわば争奪戦であるため、村出身だと地域の利を生かして、思いきった施策が打てるとの思いからで、今回一般質問をしたわけがあります。

そこで再質問をいたしますが、まず教育行政課長にお聞きします。人材育成会が行っている奨学金の返還特別援助制度の半額免除制度の目的を教えてください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

現在、奨学金の借入れ等を行っている対象者は183人おりますが、そこでこの特別免除を申請している、

特別免除に対象となる方、これは伊江村出身で伊江村に戻ってこられる方。伊江村に戻ってこられる方に対して特別免除をしていこうということですが、その対象者は22人おります。現在はそのうち17人が申請をして現在、支払いをしているということになります。償還のほうですね。平成31年度は18人になります。訂正をお願いします。「17人」ではなくて、「18人」の申請があり、約10%ほどが償還を行っているということですが。この経緯としましては、伊江村から出ていった人材を、何とか呼び戻して、ここで活性化させる事業等できないものかということで、伊江村で仕事をしてもらって、さらにそこで頑張っていくなら、伊江村のためになるわけだから、半額免除していきましようということで、設立されたものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

今、説明がありました。この半額免除に対しては、私もすごくいい制度だと思っております。近年はやはり雇用の確保といいますか。例えば医療法人あたりがそうなんですが、給付型というのをやっていますよね。それもやはり卒業した後に帰ってきて、こっちで働いてくださいということのねらいだと思いますので、そういった意味からこの半額免除というの、すごくいい制度だと思っております。今回、施政方針の中で村長が返還金の全額免除についてありましたが、まずそこを読んでみたいと思いますが、高校、大学入学準備資金の継続や奨学金については、村に在住している期間の返済金を半額免除の措置を継続するとともに、村内で幼稚園教諭及び保育士として従事する者に対して、返還金の全額免除を新設しますとあります。私はこの全額免除を新設するということは大賛成です。しかし、こう限定した言い方ですよ、逆に言えば。職種に限定していますよね。それってどうかと思うんです。奨学金をもらって、一生懸命勉強して、ふるさとに帰ってきてやりたいという方が、ほかにもいるわけです。公平性からして、全体に全額免除を対象にしてほしいと思うんですが、村長どんなですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

伊江村人材育成会という名前のおり、村の人材を育成するというのが、その会の大きな目的でございます。半額免除につきましては、島に帰ってきて、恩典を受けるとありますし、もう一方では、高校、大学という部分で、奨学金を借り入れたときの返済負担を伊江島に帰ってきて、こう働くときには、一定の免除をしようという部分もあって、2つの側面から、半額免除の制度を実施したところであります。

ただいまの御質問の幼稚園教諭、保育士に限定をして、島で帰って働く場合は、今後全額免除をしていきたいという部分であります。限りある資金の中で、まずは幼稚園、保育士は現在のおり、知ってのおり、確保に非常に厳しい状況があります。一点、そういうことで人材確保から、そこに限定をしたという部分。もう一つは会の運営の中で、すべからず資金がふんだんにあって、島に帰ってきた皆さんを全員、全額免除にしていけるような資金計画、そういうのがあれば、それもやぶさかではありませんが、現状においてはそういうところまでは、踏み込めないというふうに思っております。限られた資金の中で、お金を貸して後で返済してほしいという会その資金面もありまして、まずは人材確保、人材育成の中で、幼稚園教諭、保育士が島に帰って、在住して働いた場合に、全額の免除をして、将来的に人材育成の資金計画的に余裕があれば、それは議員がおっしゃるとおり、島に帰ってきた奨学金を活用して、立派な社会人となって、伊江島のために頑張りたいという部分で、帰ってきた皆さんにその全額免除が適用されれば、これはもう本当に大きな目的達成になります。まずはその辺の部分の見通しがなく、人材確保等の面から、そういう制

度の一步の踏み込んだ全額免除という制度をして、その中で今後の人材育成会の資金のあり方、どのぐらいまでできるか。その辺も見通しながら今後、広げることが可能であれば、それはやぶさかではないと思っておりますが、まずは人材育成、確保の面から今回幼稚園教諭、保育士ということに、限定をさせたということで、御理解をお願いしたいと思えます。

今後ずっとこの2つ職種だけで全額免除をやっていくかという部分は、今後の人材育成会の運営がどのような感じでなっていくかという部分の、推移を見ながら、ほかの職種にも広げていくかどうかという部分は、今後の大きな、お互いが議論していくことだと思っております。まずはこの2つの職種に限って、そういう制度を適用して実施して、今後必要であれば、それと人材育成会の資金、運営の面も考慮しながら、できるのであれば、そういうことで多くの若い皆さんに島に帰ってもらう。それが一つの助になれば、それ以上にこしたことはありませんから、そういうことで今回はこの2つの職種に限定をさせていただいたということでもあります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

考えは同じだと思いますが、私も若い皆さんが島に帰ってくる呼び水になるかということで、私も全額免除ということを提案しようと思っていたんです。ところが施政方針の中でそういうふうにあったものですから、これいいなと思ったんですけど、やはりこうして職種を限定するというのは、寄附金が年間500万円ぐらいですか。村からの500万円、そういう収入の中でやって、貸し付けもいっぱいありますが、寄附の目的も人材育成ということを、今村長は何回も言われますけど、もちろん人材育成ですよ。ですけど役場の職員だけが人材育成ではないんです。やはりこれは全体に、もちろん資金のこともあります。若いのを呼びたいという気持ちは、私もあります。ところがそういう呼び水で、何名帰ってくるかというのは、予想ができません。ですからそういった中で、保育士、幼稚園教諭の件も限られた人数ですよ、採用としては。これは予算的には安く抑えるかもわかりませんが、こういう人材育成の意義からすれば、全体を同じような扱いをしないと、これは村民から理解が得られるかなと思うんです。自分は理解できません。

ですからもう一度、再検討していただいて、この若者をUターンさせようというのが、私の今回のキーワードです。役場職員の技術士を確保するには、相当苦勞されているというのは、わかります。ですがそういったところにだけ優遇すると、やはりちょっといただけないと私は思うんですけど、ぜひ今議論してもしょうがないかと思えますが、再度考えていただきたいということを申し上げたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

幼稚園教諭、保育士は、役場の人材育成という言葉ありましたが、そういうことでは私はないと思っています。幼稚園教諭を確保するということは、幼稚園に通う子どもたち、あるいは今現在の問題となっている保育士の待機児童の大きな問題は、要するに人材がいなくて、受け入れすることができなくて、そういう待機児童が発生して、保育を必要としている皆さんに不便をかけている。ということは役場の幼稚園教諭、保育士を確保するということは、すべからく私は村民の必要としている皆さんのためになるという部分で、まずは幼稚園教諭、保育士をやっていききたいという部分で、教育委員会に指示をして、次の人材育成会の理事会等で議論をしていただきたいと思いますと思っております。決して役場の人材育成を確保するために、そういう制度をお願いするという部分ではなくて、そういうことが子育て支援、村民のためになるという部分の観点から、そういう制度を今後を実施していききたいということですので、その面はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

おります。

先ほど来、言っているように、まずは幼稚園教諭、保育士から始めていきたいと思っております。人材育成という部分の中で翻えて奨学金を受けるのも、今現在、全て申請すれば、全ての皆さんが奨学金の対応を受けるかということではなくて、やはり人材育成会の理事会の中で審議をしていただいて、その中で漏れる方もいるわけです。翻って奨学金を貸与、受けて高校、専門学校、大学、立派な社会人として、伊江島に帰ってきた。そういう中である程度、限定で初めて、将来的にはそういう皆さんが全てに、そういう全額免除には適用できるような方向性は、しっかりと持っていきたいと思っております。皆さんからの御寄附浄財によつての資金と、村からの500万円の繰り入れでもって、会は運営をしているわけですから、そういう部分でもっと大きなコンセンサスのために、全員帰ってきた皆さんにやるというのであれば、村からの一般会計、繰入金金は1,000万円、2,000万円でもいいという部分であれば、それは村民のコンセンサス、あるいは議会の皆さんのそういう思いがあれば、それはリスペクトできると思います。

もう一方は、やはり同じように奨学金を借りて、定住促進、島に帰ってきたいという政策の中で、そういう政策をやる。一方でやはり島に帰ってこない人も、人材をしっかりとやって。いろんな各地で一生懸命、頑張っている。そういう皆さんとの奨学金の返還との整合性、兼ね合いもありますので、その辺はしっかりとみんなで議論をしていながら、全額返済のこの制度の実施はします。実施はしたいと思っておりますが、そういう中でみんなで議論を加速させていただいて、幼稚園教諭、保育士だけでいいのか。島に帰ってきたらみんな適用させようと。島に帰ってきた人は今は半額ですから、全額になったときに、やはり立派な社会人となって、全国各地で頑張っている皆さんの取り扱いをどうするかという部分の話も必ず出てくると私は思っています。そういうような全体的な中で、人材育成会の予算的な部分も含めながら、会の運営もしっかりと安定的に持続的に運営をする中で、みんなで議論をしていただければと思っております。

基本的には、幼稚園教諭、保育士がそういう全額免除の呼び水といいますか。一つのきっかけになれば、それは村としても非常にいい方向性に行くのではないかと思っておりますので、ぜひ議会をはじめ、人材育成会の理事も含めて、そういうことをしっかりと議論をして、今後の方針を決定していくことができればと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

大変失礼しました。役場と言ったのは、ちょっと語弊がありました。やはり公共のほうですね。公共のほうの職員ということですが、それは私も理解はしております。今申し上げた全額免除の全体の保障というか、そういった形を人材育成会の中でも、いろいろとまた議論をいただくことかと思っておりますので、またひとつ村長のほうでも再度、いろいろと深く考えていただいて、そういったこともできれば、島に帰ってくる若者が多くなって、そして島が賑えばおのずとこれ万々歳なんです。そういったところをどっちをとるかだと思います。予算を気にするか。1,000万円、2,000万円、出していいみたいなことを言われたんですけど、同意があればですね。私は大賛成です。ということもありますので、ひとつまた再度、検討いただきたいと思っております。

それと次に今、先ほどからありますように、村内各事業者、職場によって、本当に人手不足が深刻化しています。今回も新年度にあたり、いろいろと職員の引っ張り合いといいますか。社会福祉のほうから職員になって、逆にほかへ行ったりとか、向こうが人手がなくなったということで足りなくなっていると。それもほかにもあります。そういう状況というのは、今ずっと人手不足というのはあるわけですが、そこでまずこれまでやったことはないと思いますが、村内のUターンを促し、優秀な人材のために、伊江島出身の大学生

や専門学生を一堂に集めて、例えば役場、JAはじめ島内事業者、そういった皆さんなどで就職説明会を本島のほうでやったらどうかと思うわけです。今までやったことがなくて、待ちの姿勢だったと思うんですが、ぜひそういったことを新たにやってもらって、例えば課長以上の皆さんが行くところばった形になるかもわかりませんが、若い職員の皆さん、そして事業者からも若い人たちを職員を出して、自分の職場のアピールとか、伊江島の良さとか、若者への定住支援などはこれだけあるんだと、伊江島は。ということをやって、そういったチャレンジ的なこともやったらどうかと思うんですが、どんなでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

今、議員がおっしゃった就職活動といますか。あっせんするためのこういう交流会を含めて、村の課長職あるいは事業所という、大きなところだと役場、あるいはJA、そして建設業もあります。また自動車の修理工場とか、一次産業、二次産業、そしてサービス業いろいろとあると思いますけれども、ちょっとイメージがすぐに湧いてなくて、何とも言えないわけなんですけれども、ただ村長が答弁されました、いろんな意味での郷友会における激励会、そういったものも継続されておりますし、伊江村のほうから出向いて行って出前のような感じで、親睦を深めながら、お話を進めていく。あるいは若い職員が年齢の近い職員が行って、そういった話をするというのも、興味深いというか、ユニークな試みなのかなと思っております。こういった形でできるのかどうか、すぐに返答できなくて申しわけないんですけれども、大変ユニークだとは認識しておりますし、やり方によっては島の子どもたちがUターンの一つの一助になるかもしれませんし、その参加率とか、どうやって呼びかけていくのか。行政としてはやるよといった場合にこういった手続、こういった手法があるのか。その辺が大事かと思っております、御意見については大変、貴重な御意見だと認識しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

難しいといったら難しいのかと思いますが、伊江島は若い人材がいっぱいいて、意外と伊江島のこういう若い人への支援策とか、そういったものがわからないと思うんです。だからこれを新たに説明することによって、伊江島ってこういうこともやっているんだということもありますし、またこう若い皆さんがいて、伊江島で働いたらこうですよという、やはり親近感が湧きますので、そういったことをすれば、少しは呼び水になるというか。ここふるさとに、やはり愛着は持っているわけですから、帰ろうかなという気持ちになるかもわかりません。これはもちろん想定でしか言えませんが、ですからぜひこういったことも具体的に政策調整室長言われたとおり、いろいろとイメージが湧かないという面もあるかと思いますが、御検討いただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

政策調整室長が答弁したとおり、非常にいい提案だという部分も私も個人的にも思っております。政策調整室長の中では、やるからにはやはり効果が出るように、そういうのを開催していきたいということで、なかなかすぐそういう開催に向けて取り組みたいというような感じはなかったんですが、非常にいい提案ですので、しっかりと受け止めて、こういった感じでやれば、子どもたちがたくさん参加をして、すぐに効果が出なくても、長らくやっていく中で、そういう効果が出る。あるいは山城議員がおっしゃるとおり、やはり

灯台下暗しで、ほかの離島、町村に比べて、伊江島はこういうのが優れている。あるいはこの辺はちょっとまずいという部分は、なかなか理解が低いと、少ないと思っておりますので、そういう意味では伊江島を離れて、本島あるいはほかのところで生活をして初めて、伊江島をしっかりと見つめるという機会も含めて、逆にまた高校、大学、専門学校ということで、なかなか会えない島の子どもたちが一堂に会えるような機会のチャンス、その辺もとらえて、なおかつ伊江島でどのような職種の採用があると。そういう情報発信もしながら、今後しっかりと開催できる方向性で、内部で検討をしていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

それについてはぜひ、御検討をいただきたいと思っております。あと1点、少しばかりまたお伺いしたいと思いますが、村長この「市長やりませんか」をお持ちですよね。去る2月19日の離島議員研修において、若者によるまちづくりの先進事例として、福井県鯖江市の事例発表がありましたので、少しばかり私なりにまとめましたので、紹介したいと思っております。竹部美樹さんという若い方が、何も無い鯖江市に戻り、「あなたが市長なら、どんな鯖江市にしたいですか」ということで、「市長やりませんか」をキャッチフレーズに募集したところ、交通費なし、宿泊場所のみ提供であったが、選考を通過した東大生を含む優秀な学生18人と、地元の高校生が一緒になってチームを編成し、2泊3日の合宿、鯖江市市民からの聞き取りや街のことを勉強し、住みたい鯖江市、つくりたい鯖江市のプランを作成し、市民や市長の前で発表するというのを、これ12年間も続けているということでもあります。そして鯖江市の活性化や人口減少対策につながっていると。その取り組みが高く評価をされ、竹部氏はNPO法人を立ち上げ、今では大手企業や地元企業が若者のスポンサーとなっているということでもあります。竹部氏は若者の成長なくして未来の発展なし、課題をつくっているのは今の大人であって、人生を担う若者に課題解決をさせるべきではないと。そして地元の若者に刺激を与え、意識改革、スキルアップを促し、みずから行動するきっかけを与える。実行委員会という組織は名ばかりではなく、実行する委員で構成する会であるなど、そういった提言をしております。鯖江市の発展に向けて東奔西走されている方で、私たち議員も本当に感銘を受けて大きな刺激をもらいました。ということで、村長最初に見ていただいたのでわかると思っておりますが、ぜひ村長、竹部氏を伊江島に招聘し、中学生や役場職員、そして村民に若者によるまちづくりの成功事例として、講演会を開催してはどうかと思うんです。また見聞を広め、教養を深め、若者によるまちづくりの提言のため、実際に鯖江市に職員を研修させてはどうかと思っておりますが、2点伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

1点目の竹部氏の伊江島への招聘の講演については、実施できるように取り組んでいきたいと思っております。鯖江市への職員派遣については、伊江村における職員の人事体制、今はっきり言いますと県の市町村課に実務研修で職員養成のために、ずっと派遣をしておりましたが、来年度も派遣を見合わせざるを得ない、そういう職員の今人事体制になっております。

鯖江市への研修が、今私が答えているのは、1年から2年送るという前提で話をしておりますので、御理解をしていただきたいと思っておりますが、行かすのであれば3カ月、その辺ではなかなか厳しいので、最低1年ぐらいは派遣をしないといけないと思っております。なかなか今の役場の行政の組織の中で、県への実務研修派遣も今は見合わせている状況の中では、非常に厳しい状況であります。鯖江市との人事交流で、あちらからも職員を送ってもらって、こちらからも送って、そういう中であれば、生に鯖江市の職員の皆さんを

伊江島で受けるいろんな働き方を見ながら、職員にも大きな刺激になるのではないかと考えておりますが、こちらから送るのは、これはもっといろんな方角から検討はしないといけないと考えている状況で、その辺はなかなか「すぐを実施します」とは言えません。講演会の実施に向けて、本人のスケジュールもあります。今後調整をさせたいと考えております。職員の派遣については述べたとおり、すぐにとりあえずという部分はなかなか厳しい状況にあるのかと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ぜひ講演会はすぐにでもできることだと思いますので、ぜひお願いしたいと考えています。そして人事交流という話もありましたので、ぜひそこらもいろいろと御検討いただきたいと考えております。

最後に一つ申し上げたいと思いますので、超高齢化社会と人口減少は急速化しています。役場においても保育士、看護師、船員各種技術士不足、そして公務員離れも多くなっています。人員の確保には相当苦労されていると思いますが、やはり若者が帰りたい、住みたいという環境、そして働きやすい環境、働き甲斐のある環境づくりを目指して、島の発展のために、必要な人材確保を目指していただきたいと思います。このままでは本当に、あと20年ぐらいすると、村が衰退するのかと危機感を持っていますので、若者に課題解決させることとなりますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それから二、三年が勝負だと思います。村長が掲げる互いに支え合い、誇りをもって豊かな気持ちで暮らし続けられる村づくりに向け、村民との対話はもちろん、役場の中堅、若い職員のアイデアや意見を聞きながら、次代を担う人材育成と人材確保に向けて、御尽力をぜひいただきたいと考えております。

次に行きたいと思います。ネーミングライツにおきましては、今回答弁は、「一般公募も視野に入れて、施設の維持管理費の負担軽減を図るべく、引き続きネーミングライツの導入に向けた調査研究に取り組んでまいります」という答弁であります。前回、質問をしてからもう2年は経過しています。またこの答弁かと、実は思っているところではありますが、あまり進捗状況が思わしくないもので、2019年から今年にかけて野球場の導入施設について、少し申し上げたいと思います。

うるま市石川球場、これが「エナジックスタジアム石川」に変わって、それが2019年の4月1日から5年間、契約金が年間300万円。次に読谷平和の森球場、それが「オキハム読谷平和の森球場」に変わって、2019年4月1日から3年間、それが契約金年間200万円。次に残波岬ボールパークというのが、「ZANPAプレミアム残波岬ボールパーク」に変わって、これが2019年から4月1日から3年間、契約金が年額250万円となっています。今年に入って皆さん御承知のとおり、名護市営球場が「タピックススタジアム名護」に変わって、2020年2月1日から5年間で契約金が年額1,555万円と高額であります。これはやはり地域によってコマーシャルと違いますか。人目につく回数が多ければ多いところは、高い契約金になると思いますが、近年ではやはりこのネーミングライツ自体が、最初質問したときに、村長の答弁にもありましたが、道路やら森林やら、いろんなものにやっているわけです。島もこれから多くの施設を計画しています。ですからそこらも含めて、例えば今、青少年旅行村のリニューアルの件も今、上がっているわけですが、そういった形もネーミングライツを使ってアピールすると。やはり事業者との利害関係がうまくいけば、できるわけですから、ぜひ積極的にやってもらいたいと思いますが、どうですか。教育長ですか。どこの管轄かな。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

ネーミングライツにつきまして、今村長から答弁のあったとおり、これまでは村にゆかりのある企業等に声かけをしておりましたけれども、答弁でもしたとおり、今後については一般公募も含めて、この公募をしていきたいということでもあります。この運動公園の中の施設がまだ整備中でありましたので、もう少し待ってもいいのかと考えていたわけでもありますけど、特にこの施設のピーアールがまだ不足ではないかということで、もう少し価値を、野球場の価値を上げていって、ある程度企業の皆さんの合宿とか、高校、大学の合宿がもっと充実したときであれば、これだけの利用があるので宣伝効果も高くなるだろうということもありますので、もう少し付加価値を高めていく意味でも、少し時間を待ったほうがいいのかと。教育委員会としては考えております。そういうことで、それも視野に入れながら、一般公募を検討していきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

気持ちはわかりますが、もう2年も経っているわけですから、まだ調査研究では、消極的だと思いますので、ぜひ島の野球場がもうちょっと名が売ればというか、利用がよくなればということだと思いますが、そこも含めてではあります、とにかく世の中の流れに遅れないようにしてください。

これはやはり今、全国的にそういったものを使っているわけですので、使わない手はありませんので、ぜひ前向きに検討いただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

最後に、1点目の「若者のUターン支援策について」の全額免除につきましては、山城議員からほかの方からのなかなか理解が得られないということの質問がありましたから、まずは幼稚園、保育士をして、広く資金の面も見ながら広げるのであれば広げていきたいという。そういうようなことを今後、村として人材育成として、多くの皆さんから理解が得られるような、周知はしていきたいと思っております。

「なぜ、幼稚園教諭と保育士だけなの」という、疑問が素直な疑問だと思っておりますから、その辺をしっかりと説明できるようにしていきたいと思っておりますし、施政方針でも申し上げたとおり、船員の備船確保も大きな課題になっておりますので、今は公営企業の予算の中で支援をして取得をさせておりますが、船員で来た方が奨学金を借りて船員となって働いた場合、そういうのを含めまして、今後大きな広がりができるような、そういう支援のあり方、要するに全額免除の制度のあり方をしっかりとやっていきたいと思っております。

もう一つの2点目は、ネーミングライツという部分は、今は教育委員会が施設を管理をしている立場上、なかなか教育委員会の立場では、ネーミングライツをして、収入を得るという業務の進め方が、教育委員会の中ではしっかりできるかどうかという部分もありますから、その辺のほかのところ、今議員がおっしゃった多くのところの管理は教育委員会でやっても、ネーミングライツはどこかでやっているのかどうか。その辺は個人的に言うと、教育委員会の中でネーミングライツの公募を大々的にやっていくという業務の執行のあり方が、なかなか気分的にうまく乗れないのかという部分もありますから、そこを内部でしっかりとやっていきたいと思っております。そういう中で、1回目から答えた非公式ということでもありますので、まずは今後村長として正式にそういうネーミングライツの命名について、公式に機会を設けて、要請していく。そういうことも必要かと思っております。公式な要請もしながら、一般公募もしながらやっていきたいと思っておりますし、副村長のところには、そういうお話もあるということですので、その辺も含めて今後、しっかりと対応をして、ネーミングライツによる収入による管理運営の一つの軽減につながるようにでき

ばと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

人材育成会の全額免除について、事務局を預かる教育委員会から、再度答弁させていただきたいんですけど、これまで教員の奨学金も県のほうで全額免除の事例があるわけです。これは戦争によって人材が不足して、教員が不足したということで、早急に教員を育成しないといけないということで絞った人材育成ということでやっております。今回、伊江村の場合におきましても、待機児童があるということで、保育士、それから幼稚園の先生ということで、効果をねらって一番今、不足、村民に負担をかけているのが、今の保育士、幼稚園の先生方ではないかということで、村長の意向を理解して、これをこれから準備を進めていこうと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで6番 山城善彦議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時54分)

再開します。

(再開時刻11時05分)

次に9番 内田竹保議員の登壇を許します。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

1. 本部港立体駐車場について

本部港立体駐車場の供用開始から1カ月余りが経過し、年間契約を締結した村民には、いつでも安心して車を駐めることができ、安堵したとの喜びの声があります。これまで整備に向けて幾多の難題を乗り越えて、整備促進された関係者の皆さんに敬意を表します。

しかしながら契約はしたものの、契約場所に別の車が駐まっていたり困惑したとの声が数名からあります。これまで供用開始からまだ短期間ではありますが、どのような対策が講じられたか、また今後は管理委託契約者の対応を含めてどのようにする考えか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

内田竹保議員の「本部港立体駐車場について」にお答えをいたします。

本部港立体駐車場は、慢性的な本部港内の駐車場不足を解消するために、沖縄県において整備され、その後伊江村が権限移譲を受けて、管理しているところでございます。

令和2年2月1日運用開始から一を経過していますが、指定駐車場のおかげで、駐車スペースを探すストレスが、解消されたと喜んでいる一方、駐車場利用でさまざまなトラブルが報告をされております。

まず、議員お説の契約場所に別の車が駐車されている。定期券を所持している利用者が、一般駐車券で入庫し、出庫時に定期券を利用してエラーになる。

フェリーの出入港時に混雑し、長蛇の列ができる等、当初想定していなかったトラブルで、利用者へは大変、御迷惑をおかけしているところであります。その対応策といたしまして、立て看板の設置、駐車券利用についての張り紙をして、対応しているところであります。

また、混雑時には管理委託先の職員を配置して、出入庫の手助けを行っているところです。

今後におきましては、管理委託契約者と常時対応できる体制を協議してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

これまで私の耳にも、数名の方から別の車がとまっていたというような話が来ておりました。中にはレンタカーもとまっていたというようなこともあるわけです。そしてある契約をしている方のフェイスブックに、この駐車をしている車をナンバープレートまで入れられて、写真もあるわけなんです。その人が自分のフェイスブックを紹介しますが、自分のフェイスブックにこれは3月2日のある人のフェイスブックなんです。きょうの出来事ということで、本部港の契約をしている駐車場に別の車がとまっていた。知らなかった、雨が降っていたから、理由を聞いてみたいと。そしてたまたま一般駐車場スペースが空いていたのでよかったけど、最終便に遅れたら自分は安心を買ったつもりなんだけど、こういうモラルのない人にはどう対処すべきなんですか。ということで、先ほど申し上げた記事の下に、その車の写真も掲載されております。

そしてこれから、5人の皆さんのコメント、今私が申し上げたコメントに対して、この駐車場はあるんです。出入り口も一つだから、混雑しているし、ましてや契約をしていない人が、契約のところにとめて、契約者は違うところにとめないといけない、おかしいですよ。早く管理人を置いてほしい。というコメントがあって、そのコメントに対する返信が、そうだねと。管理人がいるとこういうことは起きないかもね。というようなことがあるわけです。

そして2人目のコメントが、この問題、事前説明会でこういったことがあった場合、どうするのかと、何か質問ですか、出ていましたと。そのコメントに対する返信が、他にも聞いていたけど、まさか自分がというコメントがあります。そして3人目が、本当に困るよね、こういうのは。船の時間もあるのに、勝手にとめられたら、何か三角ポールを持参して置いたりしている人もいますし、早く改善してほしいということです。そしてそのコメントに対する返信が、そうだねと。カラーコーンを持参していくよ。ということでもあります。

4番目のコメントなんです。私は駐車禁止、三角ポールを買って置いていますということで、そのコメントに対する返信が、今は自己防衛しかないかもということでコメントしております。最後の5人目なんです。契約駐車場、有料駐車場の区別は明確に表示されていますか。完全にフェリーの時間がアウトですね。ということに対する、その人の返信が、区別の表示はありますが、駐車場が暗くて見えづらい状況ですということで、こういったコメントが、フェイスブックに載っております。

そして私、去る3月9日、こういった記事を読んで、実際にこれまで1回は車の出入り、出し入れをしましたけれども、駐車場全体を見てなくて、どういう状況なんだろうということで、8時便で行って、11時便ですぐ帰ってきましたけれども、その入り口に看板があります。これは本部港立体駐車場ということで、このような看板の写真を撮ってきたんですが、その中では、ここは契約駐車場ですというような表示がないんです。その中からすると、ご利用の注意、2番目に、ご利用時間の制限。目的外立ち入り禁止、遵守事項、そして管理者免責ということで、その他ということで、利用約款があって、それは大きな看板で掲げられておりますけれども、何かしら契約駐車場ですよというような文言がないものですから、答弁の中で立て看板の設置、駐車場利用についての張り紙をして対応してまいりましたということですが、その張り紙はどこに設置されていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

先ほど議員が提出したものは、これは沖縄県が作成した書類でありまして、実は沖縄県においては契約と

いうところではなくて、長期利用、あるいは短期利用という捉え方でございまして、伊江村が管理する中で村民に説明したのは、契約駐車場ということがございまして、そのニュアンスが違うところがありまして、先ほどの写真のところではございません。

御質問のどこに、その看板をやっているかということですが、まず入庫するときの券売機の横に張り紙を立てて、これは4カ国語ですが、日本語で1階、2階の屋上の一部は指定駐車場ですという張り紙をまずは券売機のところ、そしてそういった2階に上がる手前にまたその看板ですね。2階の突き当り等に、そういった看板を設置しております。それと先日ですが、この4カ国語をこの梁、鉄板、鉄骨があるんですが、その梁に5カ所設置して、注意喚起というか、その一般の車両を屋上に誘導する張り紙をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

先ほど県が設置したこの注意書きといたしますか。だと思えますけれども、これはこの文言はよく別の駐車場でも見かけるんです。ですけれども、私たちの本部との立体駐車場との契約ですから、その辺をもうちょっと大きな看板で、見やすいような形で大きく掲げてもらいたいと思います。

そしてカラーコーンを購入したということでありましたけれども、読者の皆さんからもこのフェイスブック上でも何名か、カラーコーンを自費で買って来たということで、それ以降はそういったことがないという方もいるわけです。これは自己対策ということになると思えますけれども、私も実はその話を聞いて、去る9日に買ってきました。本部のある金物店を訪ねて行ったら、カラーコーン自体が510円、その敷くウエートが320円、合計で913円ということで、思っていたよりは安い価格、1,000円以内だということで、こういった自己対策も必要だとは思うんです。そしてちょうどその日、伊江貨物の職員が出入り口において、話をしました。できるのであれば、出港前の30分ぐらいに、当分の間でもいいから、入り口で「契約者ですか」、「一般の駐車ですか」ということを聞いて、もし一般の方から、その番号の入っていないところにとめてくださいということをするべきではないかということで、指導してくださいということで、それを申し上げて帰ってきました。それからは混雑時に貨物の職員の皆さんが、そこでいろいろと注意をするということでもありますけれども、何とか当分の期間は、出港1日4往復ですから、4回そこに30分程度、職員を配置してもらって、そういった指導もできるのではないかと思うんですけれども、今後契約者の皆さんとの合意といたしますか。その辺どういうふうにお考えになっているのか。お答えをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東 江 民 雄 君

今契約している伊江貨物と、昼間の期間の契約をしております。当初は職員を採用して、この議員御指摘のように、その時間帯できる、やる予定でございましたが、やはりどうしても職員採用ができなかったということがありまして、今も引き続き、そういう専属というか、そういったことで職員採用して、管理にあたっていきたいというのが、今の状況でございます。ただこれをはっきりまだ決まっていない状況ですので、今の混雑時に対応して、特に午前中の混雑時に対応しているという状況でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

まだ職員採用とか、いろいろあつて対応できていないと。これは2月1日から運用開始しているわけですから、そういったやはりまだ1カ月余ということでありまして、早目に対策をしていかないと、何の

ために契約をしたのかということになりかねませんので、これまでの答弁の中にもありました。私の質問の中でもさまざまな難題を乗り越えたということで、非常に感謝はしておりますけれども、運用もしているわけですから、そういったトラブルがないように、早急に委託契約をしている業者の皆さんと、話し合いをして、そういったトラブルがないようにしていただきたいと思います。

そして今後においても、例えば村外利用者の皆さんへの通知が必要だと思えます。さまざまなメディアでも通じて、県との兼ね合いもあろうかとは思いますが、当分の間、立体駐車場の駐車スペースの内容、それもまだまだ村外の皆さんに周知していない部分がたくさんあると思えます。その辺もぜひ対策を講じていただきたいと。例えば伊江島出身の皆さん、イーヅマ郷友会、あるいは伊江村郷友会、皆さん会うたびにそういったことも話をかけて、ぜひトラブルのないようにしていただきたいと。駐車場は村民が契約しているものだけではなくて、いろんな皆さんの利用を促進するというこの意味かもしれませんが、私たちはこれからすると前契約をしていると。先ほども申し上げましたけれども、安心を買ったつもりですよということでのコメントでありました。そういったこともありますから、早目に対策を講じていただきたいというふうに思います。

そしてあと1点、質問には通告していませんけど、関連しますけれども、今フェリーを降りますと、バス停留所に向かって横断歩道があります。これはバスを利用される皆さん、あるいはタクシーを利用される皆さんの歩道でもあるし、また私たちも行き帰りをする場所でもあります。これからもうちょっと北側、ちょうど駐車場に入る正面あたり、私も最初すぐ直進でそこにいたものですから、車の往来があつてなかなか横断ができなかったということがあって、9日に見てきたときに、別の人から早速電話があつて、そこにも横断歩道を設置することができないかというような話がありました。問い合わせがありました。そういったことも含めて、それは村だけではできないかもしれませんが、そこに横断歩道、安心安全のために横断歩道を設置することはできないのかどうか。今後いろんな関係機関との調整もあるはずですが、どういうふうにお考えでしょうか。お願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

私のほうも利用者から耳にしています。実際私もフェリーの出入り港時に、何度か足を運んで、利用者の混雑ぶりというか、バス停から駐車場に向かって歩道が狭いものですから、またバス停留所もありまして、停留所にお客さんがバスを待っている時とか、ここを通れないということもありまして、実際現場のほうに確認いたしまして、横断歩道も必要ではないかということも感じました。

もう1点、このバス停留所の前建物の前のほうですね。植栽帯もあります。この植栽帯も現在ほとんど何とか、ごみが捨てられた状態とか、そういう感じになっていますので、この植栽帯もできたら取り除いて、そこを若干拡幅する方法もあると思えます。この件に関しましては先週、北部土木事務所のほうに一応調整して、検討してくださいということをお伝えしていますので、もうしばらくお待ちください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

もう対処されているということを知りて安心しております。これまでもすぐ駐車場を整備される前に行ったわけです。今でもそういう慣れといいますか。それがあつたものですから、ぜひ駐車場を設置していただきたいと思っております。

それから現在、立体駐車場のところに整地作業、工事が始まっていますよね。それは去る議会でしたので

しょうか。80台余の抽選漏れの皆さんがいるから、そこにもう1カ所ということでありましたけれども、これは完成はいつごろになるんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

完成は一応3月いっぱいまで舗装工事まですべて完了して、4月から利用者に利用してもらいたいという考えでございます。今キャンセル待ちの方が現在63人いますので、その方に利用してもらおうということを今、考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

完成が3月いっぱいということで、契約をしている皆さんは来年の1月までなんです。ですから例えば、契約をしている皆さんを全て今ある立体駐車場に車をとめる方法をとって、一般の皆さん、お客さんには今整備しているところにとめたらどうかと。そうするとそういった別の車がとまっていたというような混雑も無いと思いますが、この点は完成した後に、どのように駐車をさせるつもりなのか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知 念 利 次 君

今のところ、立体駐車場に関しまして今、300台ほど契約された方が駐車しております。そこに関しては、今のところはこの300台はそこにももちろん来年1月まではそこに駐車することとなっております。さらに先ほど説明したとおり、今現在、隣りでつくっています駐車スペースに関しましては、抽選で漏れた方の台数をそこにとめる予定としておりますので、立体駐車場はやはり一般車両も76台とめさせないと、やはり村だけの駐車場ではありませんので、一般車両もそこに76台はとめないといけません。

議員おっしゃっている一般車両を今、現在つくっているところにとめたらどうかということもありますけど、そこに関しましては、短期利用ということになりますので、現在、立体駐車場はバーを設置して料金をとっています。しかし今整備している駐車場に関しましては、その機械は莫大な費用がかかりますので、それは考えておりません。そこは契約車両ということで、来年1月までの契約車両をとめるということにしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

県とのいろんな調整があると思いますけれども、利便性からするとそのほうがいいのではないかとということで申し上げております。まだ設置運用開始してから1カ月ですけれども、これからもいろんなトラブルが発生しはしないかというような懸念があるものですから、今回このように一般質問をしております。それこそ村民の声、地域の声だという思いもあって、今回一般質問をしておりますので、どうぞ契約者の皆さんが安心して、いつでも車がとめられるんだと。そこは契約をしているわけですから、その辺も安心安全で駐車ができるという体制、私は3人の人から聞いていませんけれども、何か私もそうだったと、別の車がとまっていたというような声が、これからも聞こえるのではないかとということがあって、そういったトラブルを一刻も早く解消するためには、そのように当局も万全な体制でもって臨んでいただきたいと思いますが、私の質問に対して、村長何か。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

本部港の立体駐車場に申し込みをされて「満車」ということで、私は県にも申し上げましたが、県の皆さんは、伊江村は400台以上あることをずっと申し上げてきましたけれども、本当にこれぐらい満杯になると思っていたがという感じで聞いたら、笑っていましたが、やはり私たちもそれだけの利用者の皆さんが、立体駐車場を必要としているということで、県に要請をして、県が設置をして多くの皆さんが申し込みをして利用されているということで思っております。そういう中で内田議員がおっしゃるとおり、多少のトラブルはあると思っておりますが、多少どころではなくて、非常に大きなトラブルがあって、利用者の皆さんに非常に御迷惑、不便をかけていると思っております、しっかりと対応していかないといけないと思っております。委託管理業者あるいは公営企業課いずれにしても、どういった方法でやろうかということで、マンパワー、人員不足が大きな原因でございますので、本部町のシルバー財団、シルバー組合、その辺も要請をして、そういうマンパワーの確保に向けて、汗をかいてほしいということを担当課にも申し上げているし、受託業者伊江貨物も協議をしながら、そういう人員の確保に頑張っていただきたいと思っております。

そういう中で最後の後半で、内田議員からありました。現在、伊江村がつくっている駐車場との兼ね合いの中で、うまく処理できれば、私もいいと思っておりますが、副村長あるいは担当課に聞くと、やはり県がつくった中の規模の設定のところがありますが、すぐは県もなかなか厳しいと思っておりますが、一番は利用する側の利便性の向上が一番ですので、今後粘り強く一番、利用される皆さんの利用勝手がいいような管理ができるように向けて、粘り強く県のほうに制約もありますが、しっかりと北部土木事務所、あるいは県の港湾課と協議をしながら、利用される皆さんがやはり立体駐車場になってよかったというような感じの施設運営に委託業者とともに取り組んでまいりたいと思っております。まだ課題解決には時間がかかると思っておりますが、多少かかると思っておりますが、御理解をお願いしたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで9番 内田竹保議員の一般質問を終わります。

次に10番 名嘉 實議員の登壇を許します。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

1. 新型コロナウイルスの感染拡大による被害対策について
2. 4・5歳児の幼稚園児の土曜日の預かり保育の中止計画について
3. 国民健康保険税の「均等割」の軽減について、質問します。

はじめに、新型コロナウイルスの感染拡大による被害対策について、質問します。

新型コロナウイルスの感染者数は日々拡大し、さまざまな被害が拡大しています。小・中・高校生の休校をはじめ団体旅行の予約キャンセルによる観光業にも大きな被害が出ています。

新型コロナウイルスの日本での感染者の拡大は、クルーズ船での初期対策の失敗によるものと言われておりますが、学校の休校については、ウイルス対策が後手後手になっているとの政府への批判に対する安倍首相の「政治的賭け」とも言われているものです。そこで質問します。

(1) 小・中学校が休校になった場合の児童の居場所対策はどうするのでしょうか。

(2) 観光業者をはじめとした経済的損失は大きなものと思いますが、村全体でどのくらいの被害になるのでしょうか。

(3) 被害対策は国・県・村それぞれ具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

2点目に、4・5歳児の幼稚園児の土曜日の預かり保育の中止計画について、質問します。

教育委員会は、1年間実施した4歳児の土曜日の預かり保育を来年度から中止する計画です。5歳児は民間の保育園で預かり保育されていましたが、5歳児も平日は幼稚園で預かり保育を実施する一方、土曜日は中止する計画であります。この計画が実施された場合、仕事を持つ保護者が働けなくなることが考えられますが、その対策は考えているのでしょうか。

3点目に、国民健康保険税の「均等割」の軽減について、質問します。

国民健康保険税の一世帯当たりの人数に課税される「均等割」は、2019年12月時点の資料によりますと北部12市町村平均で2万3,433円となっていますが、伊江村は平均より2,567円高く12市町村中2番目に高くなっています。全国的には、生まれたらすぐに課税される人頭税ともいえる「均等割」をなくす自治体も出ていますが、世帯当たりの人数に課税される「均等割」を軽減することは子育て支援にもなると思いますが、その考えはないか伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

1点目「新型コロナウイルスの感染拡大による被害対策について」と、3点目「国民健康保険税の「均等割」の軽減については、私から答弁を行い、2点目の「4・5歳児の幼稚園児の土曜日の預かり保育の中止計画について」は、教育長から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

名嘉 實議員の1点目「新型コロナウイルスの感染拡大による被害対策について」の御質問にお答えいたします。

1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大を抑制し、早期の終息に向けた措置を講じているところであります。村においても、2月28日に対策本部を設置し、あらゆる情報に注視し共有しながら、村民の生命と健康を守ることを最優先に感染防止対策を講じているところであります。

1つ目の「(1) 小・中学校が休校になった場合の児童の居場所対策はどうするのでしょうか」についてお答えいたします。

本村の小・中学校においては、政府の要請を受け村内の小中学校を3月4日から3月15日まで臨時休校の措置をとっております。臨時休校となる期間中の児童の居場所対策として、午前中については、保護者に対応をお願いし、午後は民間の学童保育に御協力をいただき、午後1時からの受け入れをお願いしております。

しかし、家庭にて対応が難しい児童に関しましては、両小学校において弾力的に受け入れを実施しております。学校と家庭、行政が連携し、この危機的な状況を乗り越えるべく、協力体制を整え、取り組んでまいります。

2つ目の「観光業者をはじめとした経済的損失は大きなものと思いますが、村全体でどのくらいの被害になるのでしょうか」についてお答えいたします。私の施政方針で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本や世界経済に甚大な影響を及ぼしている状況下にあります。特に、宿泊や飲食、交通など観光産業への影響が深刻化しており、先行きが不透明な状況において、長期化によりさらなる事態を招くことが危惧されます。

村では、2月下旬から観光入域が減少傾向にあり、観光業者などへの影響が懸念されております。特に民泊事業では、3月末までに12校、1,709人がキャンセルとなる極めて深刻な状況にあります。民泊事業の経済的損失を試算すると、旅行社からの直接の収入損失で約1,600万円、地域内消費の間接的な損失で約300万

円、合計で約1,900万円の損失と推計されます。さらに、その他団体等のキャンセルで約300万円や伊江島一周マラソン大会の中止で約600万円を加えると、現時点における観光産業の損失額は、約3,000万円と試算されます。

3つ目の「被害対策は、国・県・村それぞれ具体的にどのようなものがあるのでしょうか」について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策について、経済産業省は、中小企業者の資金繰り支援措置や設備投資・販路開拓支援、経営環境の整備、経営相談窓口の開設などの補助制度や金融支援策を行っております。沖縄県は、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」を創設し、県内の中小企業に対し運転資金の融資支援をおこなっております。

村は商工会と連携して、各融資制度を希望する事業者が円滑に融資を受けられるよう周知と支援を行ってまいりたいと考えております。

3点目「国民健康保険税の「均等割」の軽減について」の御質問にお答えいたします。

伊江村における国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の四方式による算定方式となっており、世帯当たりの人数に課される均等割と世帯に等しく課税される平等割は、応益分として分類され、おのおの世帯の所得状況に応じて2割、5割、7割の軽減が図られており、議員御指摘のとおり本村の均等割額は、北部12市町村において2番目に高い税額ですが、県全体では中間の21番目となっております。

国民健康保険特別会計は、保険税や国、県の交付金等のみでは歳出を補うことができず、これまで法定外での一般会計からの繰り入れを行ってきましたが、独立採算による事業運営が特別会計の原則であることから、赤字補てん等のための法定外繰入金は、国や県より削減するよう求められております。

そのような状況下において村独自の軽減を行うことは、さらなる赤字額の増となり、法定外繰入金の増額にもつながることから均等割の軽減は、現在のところは検討しておりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

2点目の「4・5歳児の幼稚園児の土曜日の預かり保育の中止計画について」の御質問にお答えをいたします。

本村では、令和元年度から4歳児・5歳児の幼稚園教育を実施しており、それに伴って、通常の5歳児に加え4歳児の預かり保育が始まりました。

現在、4歳児は、私立幼稚園、5歳児は、民間にて預かり保育を実施しておりますが、令和2年度からは、5歳児においても私立幼稚園にて預かり保育を実施する運びとなりました。

実施日時につきましても令和元年度は、月曜日から金曜日までは、午前8時から午後6時まで、土曜日に関しては、午前8時から正午まで預かり保育を実施しておりますが、令和2年度からは、議員お説のとおり、土曜日の預かり保育を休止する計画であります。

休止に至った経緯としましては、1年間、土曜日の預かり保育のあり方を精査するため、状況把握に努めてきました。その結果、土曜日の預かり保育の利用平均が32%以下となっていたことから、保護者説明会において事情を説明し、了承をいただいた上で休止の最終決定を行いました。

議員お説の対応策につきましては、民間業者と協議しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻11時49分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、10番 名嘉 實議員の質問を許します。

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

臨時休校に関して2回目の質問をいたします。

政府がまとめた臨時休校に対して、県内では石垣市をはじめ、7市町村が休校はしないと決めました。小・中学校で休校して、幼稚園と保育所は休校ありません。これについて矛盾していると思いますが、どう考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

こちらにつきましても、新型コロナウイルスの対策ということで、急遽、新聞等の報道があったときに、3学校校長を集めて、対応方について会議を行いました。その中で国のほうから出ていることは重要なことであると受けとめて、この15日までの間の休校にもっていこうという対策をしております。その考え方としては、やはり学校、幼稚園の中で特に多くの子どもたちがいる中で、分母をできるだけ散らしていくと、このコロナウイルスの感染も未然に防げるだろうということを考慮して、休みをとっております。幼稚園におきましては学校が休むことによって、それだけ隔離された状況にありますので、その分は親の負担も考えながら、開園をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

小・中学校は休校、幼稚園は休校しないと。それについて矛盾を感じませんかということを知っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

これに関しましては、国からの要請もあり、真摯に受けとめて、こういう対策が現段階でのベストな対応ではないかと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

臨時休校によって、特に教員の突然の休校で、教員の対策が非常に大変になるということを知っています。そして子どもたちも、家庭内で過ごす子どもたちは兄弟げんかが絶えないということもあるそうです。親子げんかも絶えないと。そういう状況が村内でもあって、報道でもされています。琉球新報によりますと、豊見城市は3日から実施していた休校を9日のおとといにおいて、10日のきのうから学校を再開すると。それから浦添市は11日から再開の予定、大宜味村では18日までの予定を16・17日の午前中を臨時出校にしたと報道しています。きょうの昼の防災無線で、私の質問に対する答弁にはなかったんですが、防災無線で13日に臨時出校日にするという放送がありました。伊江村もほかの市町村、休校なしというところもありますし、臨時休校はなくすということもあるわけで、伊江村についても13日からの臨時出校日を、それと継続して出校したらどうですか。お答えください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

当初、休校は2日からという国からの要請もあったわけなんですけれども、子どもたちの休み期間の対策も立てないといけないということもありまして、伊江村のほうでは4日からの休校にしておりました。今回、いろんな県内での発生等ありませんので増えておりませんので、13日は出校日として、ある程度また16日に備えて、午前中だけということに3学校長の会議で、きのう決定をしております。16日から19日までは普段どおりの授業を行うということで、特に県内での新たな発生がなければ19日までそのような、普段どおりの出校ということで考えております。しかしながら部活等については、自粛をしながら、この状況を見ながら、平常に戻していきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

これは私への一般質問への答弁をするときの時点で、わかっていたんですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

10日の決定ですから、答弁の段階ではわかっておりまして、2回目、3回目でそういうまた、答弁する機会があるものだと思って、当初の原稿を読ませていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

言いわけ、わかりました。

それから(2)についてですが、観光業者をはじめとした経済的損失についてですが、修学旅行3月末までに12校1,709人、旅行社からの直接の収入損失で約1,600万円というふうに答弁されています。こっちがキャンセルの分だけですが、施政方針では約2,000件のキャンセルと延期が入っています。この数字はこころハウスと、観光協会がありますが、それぞれについて何社、それから人数、被害額といえますか。収入減額幾らぐらいですか。それぞれお答えください。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

こちら答弁書と若干数字が食い違いますのは、延期の部分は差し除いた学校数、人数ということで、12校1,709人ということで、実際に中止となったものに該当する部分の数字ということで答弁のほうの数字を表記させていただいております。

それとこの内訳でございます。観光協会とこころのそれぞれの内訳でございますが、まず観光協会のほう中止学校数が8校、延べ人数でいいますと948人、こころハウス、中止4校761人となっております。金額等につきましては、個人、団体なので、こちらのほうからは明言は避けたいと思いますので、人数応分で御理解いただければと思います。

延期のほうの御報告をさせていただきます。延期のほうは観光協会が2校338人、こころが1校413人です。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

私がきのう入手した観光協会からの民泊状況についての資料と、食い違いがありますが、観光協会は2月が中止3校111人、延期が1校68人で179人になっています。3月は中止3校354人、延期が3校363人となっています。こころについては、詳細な数字は聞き取りできていませんが、そういうふうになっています。

その対策について、短い答弁をされたんですが、3つ目の被害対策については、国の経済産業省の対策については、わずか2行、沖縄県の対策についても、わずか2行、村については、後押しをしていくと。そのいろんな要旨、制度についての後押しをしていくということですが、私も国の経済対策、被害対策について、インターネットでいろいろと調べたんですが、すごい量があります。きのうあたりに2番目の対策ということを発表したということになってはいますが、まだ表はありません。表になったものはありません。県は、沖縄県知事が発表した具体的な対策があります。30項目以上の対策があるんですが、直接民泊に関係する項目については、セーフティネット資金による金融支援について、融資枠の拡大や手続の簡素化をするということが挙げられています。今までセーフティネット資金、これは経産省の方針でもそういうことが出されていたために、ある事業主は、セーフティネットの融資を申請したそうです。沖縄銀行に申請をしたそうですが、申請のたびに、こんな資料が足りないから持ってこい。何回もそういうことが請求されて、あとは融資をあきらめたということを知っています。県の企業向け、県の対策の一つは予算措置方針、それから2つ目に県民向け、3つ目に企業、生産者向けという、4つは県内経済観光等の需要回復に向けた中長期計画、あと5項目に分かれているんですが、生産者向けの項目では、セーフティネット資金による金融支援について、融資枠の拡大や手続の簡素化を行うということになっています。今まで融資をあきらめた方々に対しても、その県の方針である融資の簡素化、これはできるのかどうか。村は各融資制度を希望する事業所が円滑に融資を受けられるよう、周知と支援を行ってまいりますというふうに述べていますが、村はそういう融資をした方がいた場合、どういう後押しをしていく予定ですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

名嘉議員がおっしゃられる、こちらに書いてあります融資枠の拡大や手続の簡素化という文言につきましては、沖縄県のほうで、今後そういった緊急性を要する制度の運用にあたっての、実効性、即効性にある体制を整えていくという取り組みの今後の検討する事項というところに入るのかという解釈をしているところであります。村といたしましては、県が実行している融資制度のセーフティネット資金に関しては、申請の流れでいいますと、村のほうでは融資の申し込みの方法の中で、市町村もしくは商工会のほうで事前の認定、認定という役割を担っております。実際、状況を確認しましたら、今この資金、融資を申し込みをしたいということで、3件の村内の事業者が申し込みをされているということでございます。実際のこの認定の書類については今、商工会のほうでこの申請書に認定の印を押して、それを金融機関にこの事業者が持って行って、そこから融資の相談ということで、そこを手続でいろいろと附属する書類を持ってこいとか。先ほど議員おっしゃられた、煩雑な手続があるのかと考えております。

この認定に関しては、1枚の申請用紙にある程度、影響を受けて、収益が減になったと認められれば、そこで認定してくださいと、県の担当もおっしゃっていましたので、その分については、とりたてて、事業者が手を煩わせることがない。今は流れの現状になっております。今後村長のほうから答弁がございましたとおり、村としましては円滑な融資に向けた周知、支援ということで行ってまいりたいという答弁がございましたが、まずはこの制度を皆様、事業者、多分観光に関連する事業者は特に今、お困りになられていると思っておりますので、まずこういう制度がございましたというところを広報誌等を通じて周知をするという

ところに、力を入れていきたいというところでございます。

またこの支援という答弁の中にもございましたが、今後この長期化、先が見えない状況でございますが、支援に向けた何らかの村としての考え方も必要になってくるのであろうかと、今個人的に認識をしておりますので、その部分については、また今後の動向を見ながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

手続が煩雑で、「もういいよ」という人もいました。そういう方にも、こういう融資の手続の簡素化が実施されましたということを周知徹底するように、そして融資がスムーズに行われるようにしていただきたいと思えます。

それから受け入れ民泊、民家についてですが、先ほどの2,000人については、業者の中止やキャンセルの人数ですが、受け入れ民家についても、これものすごい収入減になると思えますが、事業者については融資が受けられますが、受け入れ民家に対してはどういうふうにしていくのか。学校が臨時休校になって、仕事を休まなければならなくなった方々に対して、労働者に対しては、賃金を保障するような施策を国としてはその対応もしているという報道がありますが、受け入れ民家に対しては、どういう対策があるか、考えておられますか、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 万寿祥久君。

○ 商工観光課長 万 寿 祥 久 君

各中小企業とか、事業者に対してのセーフティネット資金とか制度は確かにございますが、この民泊事業に関しての、受け入れ民家の方へのこういう県、国の制度に対しましては、恐らく該当しないだろうという見解がございます。そういったところを勘案して、何らかの先ほど申し上げたとおり、現に影響が出ております。調べによりますと、4月の民泊もほぼほぼ学校のほうは延期を希望と、まだ中止ではなくて、時期をずらしたいという申し入れがあるそうで、その延期日程の調整を各民泊、事業者が苦慮しているという話をお伺いしております。そういうことを勘案しますと、4月のほうもほぼ受け入れが見込めないであろうという現状を見ますと、夏休み通常入らないのが大体1カ月ぐらい、40日ぐらいあろうかと思えますが、それよりも長い民泊が受け入れられない時期ということで、経済的な損失も多分に考えられるのかなと考えております。その状況につきましては、今観光協会と、こころの両事業者に対して、事業者ごとに民家を集めて、状況を把握してくださいということで、お話をさせてもらっています。その事業者ごとに実際に現にお困りになられている方がどのぐらいいらっしゃるのか。これは恐らく専門の民家のほうが喫緊の課題なのかと。そういった方々が何名いらっしゃるかというところを、まず事業者ごとに把握をすることでその対策を打つにしましても、一番大事なのかなというところで、今後そういった各民泊事業者の状況を把握をして、それから村としましても、その実態を把握した上で何らかできる対策というのを考えていきたいと、現状考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

県は住民税、村・県民税の申告を延長するという方針もあるんですが、申告を延長しても、支払い4月からはいろんな税金の徴収が始まります。収入がなくなった場合、税金を支払うことが困難な家庭が出てくる

ことが考えられますが、その税金を納めることができない方々に対する施策も必要だと思いますが、どうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 島袋英樹君。

○ 住民課長 島 袋 英 樹 君

おっしゃるとおり現状、民泊農家の受け入れが2月から3月、4月には課長のほうからもありましたとおり、特に専業民泊農家の皆さんについては、収入源というのが途絶えて、議員おっしゃるとおりの部分での納税において大変であろうかと思えます。現年度分の課税分、過年度分も含めて未納分につきましては、当然ながらそういう現状も踏まえた上で、納税の分納なり、現状に即した形での聞き取りをしながらやっていく。そして新年度課税においての、申告を延長ということもございまして、令和元年度分の申告を行っている状況でございますが、来たるべき2年度の次年度における税の村民税、国保税も含めてなんですが、減免の規則、条例等にはございますが、今見てみると村民税に関しては、民泊に限る部分での減免のものが規則条例は今、ございません。

ただし、国保につきましては、令和元年の所得状況と令和、次年度の今は令和2年分なんですが、この2年分の所得が確定するのが、令和3年度になります。ですからその所得の増減の差が激しい場合においては、所得割の減免の措置は、条例規則上、設けております。国保税に関してはですね。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

わかりました。3番目の、土曜日の預かり保育についてですが、教育委員会が作成している資料では、元年度の実績、土曜日は預かり保育、4歳児で伊江幼稚園が15人、西幼稚園で26人の申請者、園児数に対して、伊江幼稚園で4人、西幼稚園で8人が土曜日預かりしていると。5歳児については、青空保育園で、伊江幼稚園出身が5人、西幼稚園出身が5人と、合計で22人の児童が預かり保育をされています。

答弁では、民間事業者と相談してやっていくということですが、青空保育園のことですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

答弁で教育長のほうが、民間業者と協議をしているところでございますということで答弁をしておりますが、議員お説のとおり、青空保育園と協議をしているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

希望者は全部預かってもらえそうですか。この実績については22人でしたか。それが5歳以上が小学校に上がれば、また次の3歳児が4歳児に上がってくると、3歳児が何人いるかわかりませんが、上がってくる幼稚園生についての土曜日の預かり、土曜日の午前中の預かりについては、全てできそうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新 城 米 広 君

まず先ほど、名嘉議員からの預かり保育の実績の補足させていただきます。まず4歳児、幼稚園に通っている4歳児が、伊江幼稚園が15人で、西幼稚園が26人で、そのうち預かりを申請しているのが同数、全員が

預かりの申請をしていると。5歳児の場合は伊江幼稚園が21人で、西幼稚園が23人ですが、申請をしているのが伊江幼稚園17人、西幼稚園が22人ということです。

先ほど22人という預かりで預かっているという話なんですけど、これは平均としまして約30%ぐらいの子を預けているということになります。その人数につきましては、4人、8人という話がありましたが、実際は2人を預けている場合もございますし、5、6人、7人と預けている場合もありまして、平均での話でございます。4歳児が5歳児に41人が上がるわけですけども、3歳児のほうは44人、予定では伊江幼稚園が19人で、西幼稚園が25人、44人が4歳児として、幼稚園に通うということになります。その中から必要だということで申請する方がどれだけいるかということになりますが、まずこの預かり保育の場合、幼稚園でしたら皆さん預けてくださいということではなくて、実際は共働き、基本としましては家庭保育ということになっておりますので、家庭で保育できない方が預かりを申請してくださいということになってございます。この中から申請がどれだけの人数になるかというのは、実際次年度になってから初めて、申請されて初めてわかるということになりますが、恐らく4歳児はほぼ全員来るのではないかと考えております。国のほうからも令和元年の10月から、幼児保育の無償化が始まりましたので、それに伴って補助金がございます。国のほうからはちゃんと共働きをしているかどうか。そういったのを確認しなさいという指示がありまして、そういうところもしっかりと調査をしながらやっていくということになります。預かり自体はやっていくことは可能ですが、土曜日の預かりは、幼稚園のほうでは次年度はしないということで決定しておりますので、民間業者と協議をして、それが可能かどうかというのは、これからになるかと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

1日平均、1日1人とか、2人とか、あるいは5人いることもあるということですが、私がいったのは平均であって、実際にそういう保育を必要とする保護者がいるわけです。この方々が預かってもらえなければ、保護者は仕事ができないということにつながってきます。これは申請があって、預かりを必要とする保護者に対しては、働くための預かりに対しては、ぜひ漏れなくといいますか。ぜひ預かってほしいと思います。

それから前後しますが、次に3点目の国保関係について、質問をします。国保会計では、軽減を行うことはしないと。「均等割り」の軽減は検討しないということを言っていますが、国民健康保険特別会計は、独立採算による事業運営が特別会計の原則であることから、国から分納ということがありますが、独立採算ということは今までずっとやっていないんです。配られた資料によりますと、一般会計からの法定外繰入についてですが、平成20年が一番多くて9,298万円余り、その次に平成21年度が5,390万円余り、次に5,016万円余り、次に4,000万円、その次に4,000万円、その次に6,000万円、6,000万円、6,000万円、6,000万円、そして平成29年には8,000万円入れています。平成30年には4,000万円、令和31年から、令和元年については4,000万円、法定外で入れています。令和2年度の予算については、法定外繰入が2,000万円、それから国保財調から1,425万円を入れているんですが、ずっとこの間、流れを見てみますと、法定外繰り入れがずっと減っているんです。ところが国保財調基金、これは今のところ2,352万円余りあります。

この均等割りというのは、頭割り、私は人頭税ではないかと言ったんですが、これは大昔の税制で、頭数、所得に関係なく、家族の人数に対して課税をするということが、琉球王朝でもやったそうですが、宮古の人頭税が有名ですね。これがいまだに残っていると。これはなくすべきだと私は思うんですが、赤旗の集計によりますと、子どもの均等割り減免の自治体が、北海道旭川市、岩手県宮古市、宮城県仙台市、福島県で2つの市に、新潟県でも1つの市、東京では4つの市、茨城県もあります。埼玉県も6つの市町があります。石川県、岐阜県、愛知県、兵庫県、広島県福山市、島根県浜田市、そういうふうに独自の均等割りの減免制

度が25自治体に広がってきている。これは今、話をしたものは、子どもの均等割りについて。どうですか村長、県内では中位、北部では2位ということですが、均等割りについて、もっと軽減することは検討しませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

その前に1点目の新型コロナウイルスの答弁をする予定でしたが、名嘉議員はすぐ2点目に入りましたから、答弁する時間がなくて。

名嘉議員から1点目のコロナウイルスというのは、お互いが想定したよりも非常に深刻な状況で、伊江村に対する影響、被害も同じように共有をしているところであります。1点目につきましては、県も国の緊急対策に連動して、先ほど名嘉議員が言った多くの緊急対策のメニューを3月9日に知事が発表したと聞いております。伊江村としては、国、県の緊急対策、先ほど万寿課長が答弁したとおり、側面的な支援をしながら、伊江村として独自にできる支援策はないかというのは、検討はしていきたいと思っております。

現在のところ、民泊事業者に対しての非常に被害等、影響が多いので、その辺の延期、中止に基づく所得補償的な部分はなかなか難しいんですが、運転資金として村が独自に貸付制度もできる制度もありますので、その辺の制度設計がしっかりできるかどうかを運転資金の猶予、普通の金融機関で工面、セーフティネットで工面できればいいんですが、そういうのができない民泊事業者の救済措置として、伊江村としてどういう方策があるかという部分は、検討していきたいと思っておりますし、手続の簡素化について、沖縄の知事から金融機関に要請が出されたものと思っております。この取扱機関は本部町の支店だと思っておりますので、本部支店とは面識もありますから、手続の簡素化については、村としても支店長に要請をしていきたいと思っております。いずれにしても、現在のところは、民泊のほうですが、これが長引けば農産物、既にラッキョウも動かないという話もありますし、菊等についても影響が出始めていると。そしてもっと大きく言えば、本村の基幹産業である肉用牛についても影響が出ないか懸念をしておりますので、ここに県が示した中で、国・県の補給金の制度で救済できる部分は、しっかりと村としても、農家の方々に周知をしながら、その中で村ができる対応策をしっかりとやっていって、コロナウイルスに伴う伊江村への皆さんへの影響被害を最小限とどめるように、今後内部でもしっかりとやってまいりたいと思っております。議員の皆さんあるいは各生産団体におかれましては、そういう観点から有効手段があればぜひ、村のほうに提言をしていただければ、ありがたいと思っております。

国保の均等割りの軽減について申し上げます。第1回目の答弁の中では、全体的な均等割りの軽減ということで、均等は軽減はしておりませんということで申し上げましたが、今の2回目の質問では、子どもというのは小学校ですか。中学校までの子どもたちについて、均等割りの軽減は、子育て支援の方向性から軽減について、再度伺うということでもありますので、その辺はしっかり担当課でどのぐらいの影響額になるのか、試算をさせて判断をしていきたいと思っております。名嘉議員の前提には、軽減できる部分は、ほかのところにはこう上げないで、この分は村の一般会計から、繰り入れて軽減をしてほしいということだと思っておりますから、その辺も全体的な中で検討していきたいと思っております。

先ほど、名嘉議員が9,000万円からずっと繰り入れた経緯もありましたが、ここに書いている基本は、そういうのを入れないで、独立採算で保険税と国、県からの交付金とかで賄っていくのが、国保の本来のあるべき姿で、要するに独立採算性の制度だという部分は、名嘉議員も十分承知の上で、一般質問をされているというのは、理解はしているわけですから、一般会計から繰り入れをして、国保の税金を安めて被保険者の保険税負担を軽減していくという部分は、一つの政策として必要でありますけど、全体的なまた村民のコ

ンセンサスの中でも、しっかりと議論をしながら、国保の皆さんはこれだけの負担をして、非常にこう苦しい、保険税の負担が多額であると。そういう中でやむを得ないよねというような、合意形成が図られるように充てられれば、もっともっと踏み込んだ保険税の軽減、提言がある均等割りの軽減についても、速やかに取り組んでいけるのではないかと考えております。まずは内部でその対象者、金額について、その割合どのぐらいやるかという部分を、しっかりと精査させたいと思います。それを見て判断していきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

最初は村長が答弁しなかったと。答弁できなかったということで答弁されたんですが、担当課長が答弁したわけですし、1回目は答弁しているんです。ただ2回目については、担当課長とのやりとりに移ったものですから、そうなったわけですが、国保については、所得税の申請については、いろいろなこういうのができるんですが、国保については、所得控除が少ないんです。だから課税が高くなるんです。国保税のそういう仕組みになっているものですから、ですから全国知事会も1兆円の国保財政に対する1兆円の支援をしてくれという要請をしているわけです。国保会計の仕組みそのものが国の負担が少ないということが根本にあるわけで、どんどん増やしてきたことが、高すぎる国保税の中で、せめて子どもに対しては均等割り、頭割りは減額あるいは免除していこうというところが広がっているということを紹介したわけです。だから伊江村ではどういう年まで対象にするかということは、これから検討してほしいんですが、均等割りについては、できれば廃止していただきたい。負担能力がない人に対しても、頭割りで課税をするというのは、大昔の課税制度だと言われています。以上で終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで10番 名嘉 實議員の一般質問を終わります。

次に7番 内間広樹の登壇を許します。7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

県立北部病院、北部地区医師会病院統合の「北部基幹病院」を設立することについてであります。

「医師不足の抜本的な解決を図り、安定的・効率的で地域完結型の医療提供体制を構築する」ことを基本方針に協議が進められてきた県との「北部基幹病院」設立に向けた合意案を、北部市町村長が先日了承したとあります。

北部地区の医療危機が叫ばれるようになり長年が経過し、本格的な統合協議が始まり2年と紆余曲折の中、これまで御尽力されてこられた皆様に敬意を表するところです。

これから合意案を基軸に基本枠組みなどの協議が加速していくものだと思慮し、下記事項を質問します。

1. 合意案第15条1項にて『県立北部病院附属診療所及び北部12市町村が設置した診療所（以下「市町村立診療所」という）は、原則として北部医療センターの附属診療所として位置づけるものとする』。

2項『前項の場合において、市町村立診療所については、既存の診療体制及び診療機能の維持に配慮するものとする』とあります。確認の意味も含め、現行の伊江村立診療所の医療体制は確保できるとの認識でいいのか。

2. 附属診療所と位置づけた場合の、村立診療所医療職員の給与等が現行との格差はでないか。

3. 伊江村が保有する医療センター資産の取り扱いはどうなるのか。

4. 一般会計繰入金はどうなるのか。以上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

内間広樹議員の「県立北部病院、北部地区医師会病院統合の北部基幹病院を設立することについて」の一般質問にお答えをいたします。

北部基幹病院の設立については、県と北部12市町村が基幹病院の基本的枠組みに関する協議を重ね、基本合意書案を受け入れ、北部市町村会と北部市町村議会議長会で2月13日に、沖縄県知事へ早急な締結を求める意見書を提出しております。

今後は、県との合意書締結後に公立北部医療センター整備協議会を設置し、北部医療センター（基幹病院）の整備に関する事項を協議していくことになっております。

それでは、議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の「合意案第15条第1項及び第2項の市町村診療所の位置づけについて、現行の伊江村診療所の医療体制は確保できるとの認識でいいのか」についてお答えをいたします。15条第1項で、原則として北部医療センターの附属診療所と位置づけるものとするとは、附属診療所になるか、ならないかは市町村が判断することとなります。

また、第2項では附属になった場合は現行の医療体制及び診療機能を維持することに配慮することになっております。村としては、現行の医療体制及び診療機能を維持することを前提に、今後の協議の中で附属診療所になるかを慎重に判断していきたいと考えています。

2つ目の「附属診療所と位置付けした場合の村立診療所医療職員の給与等が、現行との格差はでないか」については、基本合意書締結後に設置される公立北部医療センター整備協議会の中で、協議をされるものと理解しております。

3つ目の「伊江村が保有する医療センター資産の取り扱いはどうなるのか」については、県から北部基幹病院又は北部医療組合に帰属するとの見解が示されておりますが、これについても公立北部医療センター整備協議会の中で詳細については協議されるものと理解しております。

4つ目の「一般会計繰入金はどうなるのか」については、北部医療センター（基幹病院）の整備費用等を基本合意書案の第5条で市町村の財政負担を規定しております。現時点ではそれ以外の財政負担はないものと考えているところであります。

○ 議長 渡久地政雄君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内間広樹議員

合意書締結後に設置される公立北部医療センター整備協議会にて、今後協議をされていくということであり、これまで平成30年から6回の協議を重ねてこられたということで、村長の報告あるいは議長からの情報提供がありました。

その案にたどり着くまで相当の紆余曲折があったことだろうということが想定できます。北部完結型の総合病院ということで附属病院になった今、答弁にもこれから慎重に協議されるということではあるんですけども、附属病院になった場合には医師確保、看護師、あるいは技師の確保が円滑になるということで、中南部に行かなくても北部で完結できる医療体制が整うんだらうというメリッ的なところと。それとこれまで得た情報の中では、北部病院、それと北部地区医師会病院との協議に大分、難儀をされたというお話がありました。その中で北部地区医師会病院の意向に沿った合意案になっているということでもあります。ということを見ると、県立病院の県の医療職員の給与体系で、給与が支給されていると思いますが、もし附属病院になった場合に、伊江村立の現在の給与体系も大きくかわってくるだろうということと。あるいはそこで

勤務される医師、看護師、技師の身分の保障はどうなるんだろうということが、この合意書案を読んだときに疑問に思って、通告させていただきました。答弁にございますように、統合病院ができた場合の附属病院にするのか。現行のままでいくのか。あるいは違う形での連携がとれるのかということは、今後の協議会での協議ということで、現在のところ白紙ということによろしいでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

現行の段階で白紙かというような、2回目の御質問でございますが、その前にこの附属診療所の位置づけ、取り扱いについては、私たち伊江村からいろいろと申し上げて、そういう条項に落ち着いています。特に第2項の今の状況で、県は配慮するといっておりますが、私はこの現行の医療水準と体制を堅持、確保するものという部分の文章で県にこれに「修正」してほしいということで上げましたが、県から返ってきたのは、「配慮する」と。配慮するということは、将来において、本当に今の伊江村の医療保健センター、診療所の体制が確約されるという保障が非常に低いわけです。そういう部分で堅持するものとする。確保するものとするという部分で、県に投げかけましたが、帰ってきたのが、この配慮する。

最初は全て伊江村も入るんだということでしたから、そういう中で協議会の中で、やはり将来的に入るんだったら、今の人工透析施設、その辺を含めた伊江村の医療水準と人員体制を必ず保障してくださいという部分で申し上げたら、今は原則となったわけです。これでも何かあって、この附属診療所にするということは、ほかの県立とか、国頭3村の診療所はおおむね賛成、今大宜味村と今帰仁村と伊江村が時期を見て、そういう申し入れをします。そういうことで、これにはありませんが、もうひとつ、将来的に各市町村が設立した診療所が、附属診療所になりたいというときは、速やかに何も言わないで、附属診療所にしてほしいという部分も意見として出しましたが、まだこの合意書の中にはありませんので、その辺も含めて、この整備協議会の中で伊江村は伊江村として、こう意見を申し上げていくということで理解していただければと思っております。

御質疑の点については、基本的には議員のおっしゃるとおり、北部医師会の現行の今の水準に合わせて、新しい基幹病院の職員の給与は、設定されていくだろうと思っておりますし、県の砂川保健部長が10億円という試算も、そういう人件費が北部医師会の水準に合わせた部分で試算をして、それぐらいの利潤が出るということでもありますので、白紙ではありますけど、基本的には北部医師会の医師あるいは医療従事者、看護師、いろんな技師がありますが、そういう方々の現行の給与体系をもとに、設定されていくというような感じを受けております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

よくわかりました。今の答弁ですと、現行の伊江村の医療従事者の給与体系が変わるという可能性があるを受け止めていますけど、ぜひそういうことになると生活基盤の変更ということにもつながりかねませんので、細かく情報を共有しながら、勤務される職員とは情報交換をしていただきたいと思います。しっかりと説明をしていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻14時33分)

再開します。

(再開時刻14時39分)

7番 内間広樹議員。

○ 7番 内 間 広 樹 議員

現在、2月定例県議会の中でも、北部基幹病院については、活発に議論されているようであります。その中でまたある県議の方がこの合意書案とはどういう性質のものかということ質問したことに対して、砂川部長が「2カ年間かけて、6回の協議を経て、紆余曲折を経てきた結果であると。後戻りできない取り決めである」と表現されておりました。締結されたらこれを基軸に、先ほど言った協議会のほうが加速されていくものだと思っております。そういうことで、我々伊江村議会も最終日に意見書を上程してございます。

最後に、医療保健課の職員の身近にいらっしゃる宮里医療保健課長、ぜひそういう情報は共有しながら、この早期の締結に向けて職員の皆さんと協議をしていただければと思います、一般質問の最後の答弁になるのかと思いますので、びしっと決めていただいて、私の一般質問を締めたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 宮里政喜君。

○ 医療保健課長 宮 里 政 喜 君

ただいま内間議員から、北部基幹病院について、これからいろいろと協議が加速されていく中で、村の診療所の職員とも十分、情報を共有して、職員も納得できるような診療、これからの診療所のあり方、そして基幹病院への移行、万一、傘下に入るようでしたら、その入り方等もやってほしいということでした。そういう御質問でしたけれども、今回の基本合意案が無事、締結されますと、おっしゃられたように、協議会の中でいろいろと事務的な協議も加速していくものだと思います。そのときには、また診療所の職員、あるいは阿部所長以下、看護師の皆さんとも、そして技師の皆さんともいろいろ意見交換をしながら、伊江村の診療体制はどうあるべきなのかを十分に話し合いをもって、診療所のメリット、デメリットもお互いで十分に意見交換をしながら、村の診療所がどうあるべきかというのはまた、検討していきたいと考えております。そういうことで、これから次年度以降、いろいろと活発な議論が始まっていくものだと理解しておりますので、私も3月で卒業ですので、後任の課長にはその旨を重々、引き継ぎをして、診療所がいい体制で運営、今後でもできるように引き継ぎをしっかりとやっていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで7番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻14時43分)

再開します。

(再開時刻15時00分)

日程第2 報告第1号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について議題といたします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第1号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、去る2月10日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会において、承認、可決された令和2年度、同公社の事業計画、収支予算、資金計画について、事業計画書のとおり報告するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第1号は終わりました。

日程第3 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について、その理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、すべての教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するものとともに、公表することが義務づけられております。これが本報告書を提出する理由であります。お手元に報告書が提出されてございますので、1ページをお開きください。

はじめに(1)趣旨がありまして、それは先ほどの報告書の理由として説明したとおりであります。

(2)点検・評価の対象については、毎年3月の定例会で「伊江村教育施策」をお配りしてありますが、その施策の中で掲げている学校教育の充実、社会教育の充実、そして社会教育の各点検、各重点項目を取り上げて、どのような取り組みをし、どのような成果が出て、そしてどのような課題があって、今後どのような方向に進んでいくかということ、一つ一つの事項を教育委員会職員で内部評価をして、それから学識を有する方々、今回は(5)の委員の名桜大学の長瀬美樹先生、社会教育及び幼児教育で友寄るり子さん、社会体育及び青少年教育、現村P連会長であります長嶺朝樹さん、以上3人の方々に前もって報告書をお配りして、コメントと評価をいただいております、その結果がこの報告書になっております。

2ページからは、教育委員会の活動状況、3ページもそのとおりとなっておりますが、教育委員会の方々が年48回の活動実績があります。

5ページ目からは、各項目ごとの取組状況、成果、課題及び方向性、そしてA段階からD段階までの段階的評価があり、令和元年度は外部評価AとBの評価を受けております。

以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第2号は終わりました。

日程第4 報告第3号 川平団地新築工事(建築・周辺整備)の専決処分の報告について、議題とします。提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

報告第3号 川平団地新築工事(建築・周辺整備)の専決処分の報告について、報告をさせていただきます。

令和2年1月30日に専決処分した川平団地新築工事の改定契約について、地方自治法第180条第1項の定めにより報告するものでございます。

専決処分書をお開きください。1. 契約の目的が川平団地新築工事(建築・周辺整備)。2. 契約の金額、(イ)変更前の請負金額が2億7,500万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,500万円)、(ロ)変更による増額契約額が66万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が6万円)、(ハ)変更後の請負代金額2億7,566万円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,506万円)、3. 契約の相手方、有限会社 蔵下組・島幸建設株式会社 特定建設工事共同企業体、代表者 有限会社 蔵下組、代表取締役 蔵下 進と契約をいたしました。

今回の主な改定の理由につきましては、川平団地の地盤改良のために、混合するセメントの量が当初予定よりも増量して、強度を向上させたためによるものでございます。

以上で、専決処分の報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第3号は終わりました。

日程第5 議案第21号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第21号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更についての、提案理由を申し上げます。

本村における公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備促進を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により議会の議決を必要とするために、本条例を提案するものでございます。

なお、辺地の総合計画につきましては、あらかじめ県知事と協議をしないといけないということでございます。あらかじめ県知事と協議をして、そして議会の議決を経て、総務大臣に提出しなければならないという規定がございまして、今回の計画にあたりましては令和2年2月21日付で県知事から総合整備計画の変更協議についての異議がない旨の回答を得ておりますので、本議会に提案をさせていただくものでございます。

なお、変更の理由等につきましては、内容につきましては、政策調整室長から説明をさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

それでは、伊江辺地に係る総合整備計画の変更内容について、御説明いたします。お手元に配付しております総合整備計画書、新旧対照表をごらんください。変更箇所についてはアンダーラインを引いております。右側が変更前、左側が変更後となっております。まず今回の変更に伴い1行目、(第1次変更)から(第2次変更)へと変更しております。右を読んで左というふうになりますので、よろしくお願いいたします。

ページをめくっていただきまして、北部広域ネットワーク、機能強化事業の追加に伴い、新たに⑥電気通信に関する施設を追加いたしまして、安定したネットワーク環境の構築を図る必要があるとする事情を記載してございます。

次のページをごらんください。3. 公共的施設の整備計画という新旧対照表をもとに、御説明いたします。計画期間について、「平成34年度」から「令和4年度」へ表記を変更してございます。続いて、変更後の表でございますが、事業の追加及び事業費変更がございまして、その内訳といたしまして今回、農業基盤整備促進事業(東江上第3地区)の事業費に変更がございまして、農業経営の近代化のための施設の事業費を36億642万4,000円から、36億6,142万4,000円、右から左に読んでおります。特定財源を30億6,261万円から31億1,658万9,000円、一般財源を5億4,381万4,000円から、5億4,483万5,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を5億4,170万円から5億3,930万円に変更するものでございます。

次に保育所、児童館ですが、村立保育所整備事業の事業費の変更に伴い、事業費を「3億1,000万円」から「5億4,712万7,000円」、特定財源を「2億5,440万円」から「4億3,770万円」、一般財源を「5,560万円」から「1億942万7,000円」、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「5,500万円」から「1億940万円」への変更となります。

続いて今回新たに、北部広域ネットワーク機能強化事業を追加するため、電気、通信に関する施設を追加いたしまして、事業費を796万3,000円、特定財源はゼロ円、一般財源を796万3,000円、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を780万円に変更するものでございます。以上の変更に伴いまして、合計の事業費が「88億9,568万4,000円」から「91億9,577万4,000円」、特定財源を「70億4,665万1,000円」から「72億8,393万円」へ、一般財源を「18億4,903万3,000円」から、「19億1,184万4,000円」へ、一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額を「18億4,050万円」から「19億30万円」に変更となります。

次のページをごらんください。伊江辺地公共的施設整備計画の概要について、新旧対照表をA3版、用紙

2枚に分けてございますが、1枚目が変更後になっております。変更箇所はアンダーラインで記載してございます。今回の変更につきましては、農地農業基盤整備促進事業、東江上第3地区及び村立保育所整備事業の事業費、財源内訳、起債額の変更と北部広域ネットワーク機能強化事業を新たに追加し、一般財源に辺地対策事業債を充当し、一般財源の抑制を図る措置とした変更、計画変更でございます。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第21号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第21号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）等に係る土地の取得について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第22号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）等に係る土地の取得についての、提案理由を御説明申し上げます。

1. 物件の所在地、伊江村字東江上泊原1177番地ほか13筆。2. 取得面積が2万3,332平方メートル、3. 取得予定価格が2,161万9,000円、契約の相手方を神奈川県横浜市栄町中野町11番地の7、儀間 隆と契約をして取得する予定でございます。

なお、詳細については、土地の取得位置図をもって、農林水産課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

私のほうから、今回の土地取得について、御説明させていただきます。配付している図面を議案の次のページ、土地の取得位置図をごらんください。

赤線の外枠がこれが今回、多大な事業を行っております。団体営農地保全整備事業、東江上第2地区の受益地区でございます。今回、土地の取得につきましては、赤の斜線で塗られている部分が地権者の資産の土地になります。本事業では防風施設や排水施設、水兼農道等を整備する予定ですが、地権者には平成28年度に事業の同意を得て、東江上第2地区の事業に着手してございます。本年度の実施した分筆業務において、地権者と連絡をとったところ、一団の土地でこれだけの面積がございまして、2万3,000平方メートル余りの土地として、お父さんが残した土地だが、自分自身が島に戻り、今後農業をする予定もなく、島に

帰ってくる予定もないと。また子どもたちが島で農業をする予定もないということで、このような農業振興に寄与する事業を行うのであれば、一団の土地として村で買い上げて活用してほしいと。本人からの要望を受けまして、地権者の土地14筆、全体で2万3,332平方メートルの全てを購入する予定でございます。

また今回、今年度はこの2万3,000平方メートルのうちの6,797平方メートルを予定しております。土地の取得価格は今年度は575万7,000円余りを予定しております。残りの土地につきましては、事業が完工する令和3年度までに全ての土地を取得するという計画で、現在地権者と合意をしております。

あと、単価でございますけれども、坪単価で2,800円で地権者とは調整をしているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

課長の先ほどの説明の中で、単価につきましては、「調整中」という言葉、「調整済み」でしょう。わかりました。契約は仮契約をしてあるかということです。それからその地権者の所持者の中に、土地の中に抵当権とかいうものは入っていないか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

14筆すべて、これの抵当権の調査をいたしまして、抵当は入っておりません。

仮契約は既に、地権者とも合意をしております、やはり一団の土地2万3,000平方メートル余りの土地ですので、議会の議決を得て、議決を得ましたら、ただちに契約をして所有権移転の準備を進めてまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ただいまの坪単価が2,800円ということでありましたが、これの単価設定はどういうような形でやるのでしょうか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

当然補助事業を行っている地域でございます。取引単価がございまして、ここは第2地区でございますけれども、第1、第3地区と、同じような農地保全整備事業を入れて、近傍地、隣接して近傍の事業地区がございまして、鑑定評価を入れまして、坪単価を決定しているところでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時22分)

再開します。

(再開時刻15時22分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）等に係る土地の取得について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 団体営農地保全整備事業（東江上第2地区）等に係る土地の取得について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第23号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

現施設については、平成27年に議決をいただきまして、指定管理をここに表記の業者がやっているところでありますが、今回もその任期の満了に伴いまして、今後無線基地局等の施設を適正に管理をしているため、現在、指定管理をしている指定管理者に指定管理をお願いしたいための提案でございます。

平成26年度において設置をいたしました地域WiMAX（ワイマックス）基地局、アンテナ9カ所及び移動無線局WiMAXのルーターが対象でございます。1. 指定管理対象施設、伊江村無線基地局及び陸上移動局、位置が、伊江村字東江前38番地ほかでございます。2. 指定管理者に指定する者、伊江村字東江前110-1、株式会社アール・イー・アイ伊江島情報通信事業所、代表取締役 余語俊彦。3. 指定する者の業務、伊江村地内における無線基地局及び陸上移動局の適正管理。4. 指定の期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

3の指定する業務についてですが、無線基地局及び陸上移動局ということですが、これはどこを無線基地局、どこにあるかわからないんですが、どこどこにありますか。

それと陸上移動局というものは、どういうものですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

今、基地局というのが、アンテナが9カ所ございまして、このアンテナが役場の屋上でございます。それとB&G海洋センター、村民レク広場、家畜市場、伊江港にも設置しておりまして、真謝、西崎区の公民館、渡り地の溜池、西江上公民館にアンテナを設置しているということでございます。

この陸上移動局というのは、移動無線局、WiMAXのルーターとなりますけれども、これがアール・イー・アイで保管をしているということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時28分)

再開します。

(再開時刻15時30分)

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村無線基地局及び陸上移動局の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第24号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に提案をしているところであります。

1. 指定管理対象施設、名称が伊江村花き集出荷場、位置が、伊江村字川平679番地の1、2. 指定管理者に指定する者、沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目10番地1号、沖縄県花卉園芸農業協同組合、代表理事組合長宮城重志。4. 指定の期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

現在もその団体、組合において、指定管理をしているところでありまして、今後も引き続き、指定管理に指定をして、管理をさせたいということでの提案でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村花き集出荷場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第25号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第25号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

この議案につきましても、指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するための提案でございます。

1. 指定管理対象施設としましては、伊江村花き選別施設。位置、伊江村字川平678番地の1、2. 指定管理者に指定する者、沖縄県浦添市伊奈武瀬1丁目10番地1号、沖縄県花卉園芸農業協同組合、代表理事組合長 宮城重志であります。4. 指定の期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

本施設についても、現在同組合が指定管理を受けて、円滑に順調に管理運営をしているところでありますので、引き続き同組合に指定管理をお願いしたいというための提案でございますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村花き選別施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第26号 伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第26号 伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

本案の提案理由といたしましても、現指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を今後、適正かつ円滑に管理をしていくための、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に提案をしているところでございます。

1. 指定管理対象施設、名称、伊江村農産物第2集出荷センター、位置が、伊江村字東江前656番地。2. 指定管理者に指定する者が、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 普天間朝重。3. 指定の期間が令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

当施設につきましても、現在、沖縄県農業協同組合が指定を受けて、管理をしておりますので、引き続き、適正かつ円滑な管理のために、沖縄県農業協同組合に指定管理をさせていきたいということでの提案でございます。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村農産物第2集出荷センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第27号 伊江村家畜市場施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第27号 伊江村家畜市場施設の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由につきましては、表記のとおり現指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するための、地方自治法に基づく提案でございます。

1. 指定管理対象施設が、名称、伊江村家畜市場施設、位置が、伊江村字東江上1110番地2。2. 指定管理者に指定する者が、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 普天間朝重。3. 指定する者の業務箇所は、伊江村家畜セリ市場の運営及び維持管理。4. 指定の期間が、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

当施設についても、現指定管理者を引き続き、指定管理者として指定をしていきたいという提案でございます。御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村家畜市場施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村家畜市場施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩時刻15時43分)

再開します。

(再開時刻15時44分)

日程第12 議案第28号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第28号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

本議案につきましても、提案理由といたしましては、現指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理をするための、地方自治法に基づく提案でございます。

1. 指定管理対象施設が、名称、伊江村死亡獣畜冷凍施設。位置が、伊江村字西江前2127番地。2. 指定管理者に指定する者が、沖縄県那覇市壺川二丁目9番地1、沖縄県農業協同組合、代表理事理事長 普天間朝重。3. 指定する者の業務箇所が、死亡獣畜冷凍施設の運営及び維持管理。4. 指定の期間が、令和2年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

当施設についても、引き続き、現指定管理者を指定をしていきたいということでの提案でございます。御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

指定と関連しますので、以前も頭数を聞いたんですが、年間の成牛と子牛の死亡牛の頭数の数字がありましたら、報告をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

元年度の年度途中ではございますけれども、4月からの統計でいきますと12カ月未満が110頭で、生後12カ月以上で96カ月未満、29頭でございます。96カ月以上が37頭、合計で176頭。多分月齢で統計をとっている形で、そういうふうな統計資料になっているのかと思っております。具体的に分けるのはその後で調整させていただきたいと思えます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江村死亡獣畜冷凍施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第29号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第29号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定についての、提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設を適正かつ円滑に管理するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に提案をしているところでございます。

1. 指定管理対象施設が、名称、スポーツレク広場（管理交流棟を含む）、位置、伊江村字東江前3796番地。2. 指定管理者に指定する者が、伊江村字東江前3682番地の1、株式会社、伊江島カントリークラブ、代表取締役 古堅和昌。3. 指定する者の業務箇所、伊江村村民レク広場の設置及び管理に関する条例及び施設管理協定書に定める。4. 指定の期間が、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。

当施設につきましても、現在、当施設を指定管理者として運営している株式会社、伊江島カントリークラブに引き続き、指定管理をさせていきたいということでの提案でございます。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第29号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 伊江村村民レク広場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 伊江村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第13号 伊江村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定についての、提案理由を申し上げます。

伊江村パークゴルフ場の完成に伴いまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、本条例を制定する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお、条例の詳細につきましては、政策調整室長が説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

それでは伊江村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例を、各条文に基づいて御説明申し上げます。

まず第1条では、地方自治法第244条の2第1項に基づく設置の根拠を規定し、第2条では名称及び位置として、名称を伊江村パークゴルフ場、位置は伊江村字東江前3622番地と規定しております。第3条では管理について、第4条は利用期間及び利用時間を規定しており、通年の利用で午前9時から午後7時までの利用時間を考えております。2項で、村長が認めたときは、変更や休業が可能とする規定となっております。これは気象条件や芝の活着等により、養生や散水、芝刈り等で休業日も設ける必要性も想定できるため規定しております。

第5条では、1項で利用料金について、別表のとおり規定しており、2項では前納の原則を、3項では減免について、4項で還付の制限を規定しております。それでは別表をごらんください。2枚開けていただきまして、区分、村内、村外の順で御説明いたします。大人1ラウンド、村内が300円、村外が400円。大人2ラウンド目以降（同日内プレーの場合）、村内200円、村外200円。大人1日フリー、その日のみですが、村内1,000円、村外1,000円。小人1ラウンド（小学生～高校生）、村内が100円、村外が200円。小人2ラウンド目以降（同日内プレーの場合）、村内100円、村外100円。用具の利用料、これは貸出料、村内100円、村外100円となっております。

また条文に戻っていただきまして、第6条は利用の制限、第7条は損害賠償、第8条は指定管理者による管理等を規定しております。現状においては村直営を想定しておりますが、今後の展開によって指定管理者による運営も視野に入れているところでございます。9条では指定管理者が行う業務の範囲を規定し、施設の運営と維持管理、利用許可、利用料金の收受、利用状況と収支の記録及び報告等を規定しております。10条は委任規定として、この条例等に定めるもののほか、パークゴルフ場の管理に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。としてございます。

以上で説明いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

このパークゴルフ場の収支の予測については、どう考えていますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

詳細なこの収支の計画書はございませんけれども、今、他の類似施設との関連性、そういった前例を見てもみますと、年間1万4,000人から5,000人、入ればこの収支がバランスがとれるようになるのではないかと考えておりますが、この利用者数でどれぐらい入るか。あるいは管理料でどれぐらい経費がかさんでいくかという部分もございまして、今後指定管理を要望する、希望する事業者が出てくるか。あるいは直営でした場合に、どういった運営になるかによって、若干変動があると考えておりますので、慎重にこの運営の方向性を検討していく必要があるかと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

別表のほうの利用料金は、消費税込みと考えていいと思いますが、表記はしないでもいいですか。よろしいですか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

今のところ表記はよろしいかと考えております。この表記でいいと思います。

今後、必要ということで確認できたらやりたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第13号 伊江村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第13号 伊江村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 伊江村畜産総合施設整備等運営委員会設置条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第14号 伊江村畜産総合施設整備等運営委員会設置条例の制定についての、提案理由を申し上げます。伊江村畜産総合施設整備事業の実施に伴い、具体的な施設整備設計及び施設運用規定等に係る調査・検討のため本委員会を設置したいことから、本条例を提案するものでございます。

なお、条例の詳細につきまして、農林水産課長から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

農林水産課長 西江忍君。

○ 農林水産課長 西江忍君

開けていただきまして、伊江村畜産総合施設整備等運営委員会設置条例でございます。

第1条は設置目的、伊江村畜産総合施設整備等運営（以下「施設運営」という。）に関し必要な事項を精査及び検討するため、伊江村畜産総合施設整備等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置いたします。

第2条では、所掌事務といたしまして、1号から3号まで実施設計業務の支援等、施設運営規定の策定に係る調査等を所掌事務として定めております。第3条では組織、委員会は、委員10人以内で組織する。2項で委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱または任命するということで、1号から4号までを定めております。第4条、委員の任期をうたっており、委員の任期は第2項の所掌事務が終了するまででございます。第5条、委員長及び副委員長ということで、委員会に委員長及び副委員長を置くということで、第2項から第4項までを定めております。第6条、会議を定めており、第4項で、本条例の施行に際し、最初の委員会の会議は、村長が招集すると定めております。

ページ開けまして、第7条、意見の徴収、第8条は報酬及び費用弁償として、条例の別表で定めるその他の委員によるものと定めております。第9条は庶務で、委員会の庶務は、農林水産課において処理いたします。第10条、委員で、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、村長が別に定めるとあります。

附則といたしまして、第1項で施行期日、この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。第2項では、伊江村畜産総合施設整備検討委員会設置条例は、廃止する旨の規定をうたっております。

以上で説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

ただいまの畜産総合施設整備事業、これから始まるわけですけれども、畜産部と申しますか、家畜を経営されている中で、女性の皆さん、今若い皆さんがたくさんいるわけです。その中で畜産女性部の結成があればいいと思いますが、何かそういった組織の結成というのは何もありませんが、今競り市のたびに手入れから引きつけ、あるいは競り市に入場に至るまで、女性の方が牛を引っ張って世話をしているということなんですけれども、これから前の説明会では分娩後の、種つけをして分娩後の管理だということでありまして、やはり女性の声も、そういった組織の中に反映する必要があるのかという思いがしますけれども、女性の方を、その委員の中に配置する考えはありませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

この委員10人以内ということで組織するということになっておりますけれども、女性適任者がいるのかという、なかなか思い浮かばなくて、今後第4号のほうで、その他村長が必要と認める者と、4号では定めておりますので、今後内部でも適当な委員になれる方がいないか、検討して協議してまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑はありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第14号 伊江村畜産総合施設整備等運営委員会設置条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第14号 伊江村畜産総合施設整備等運営委員会設置条例の制定について、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻16時07分)